

2012 年度

学士論文

社会的排除の視点から見るハルツ改革後の
ドイツ社会
－労働市場と教育制度の関連性－

一橋大学社会学部

4108074c

栗田朋美

田中拓道ゼミナール

【目次】

序章.....	6
第 1 節 EU 全体の状況	7
第 2 節 ドイツの状況.....	7
第 1 章 EU の社会政策、その枠組み内におけるドイツの社会改革	9
第 1 節 EU の社会政策	10
(1)リスボン戦略.....	10
(2)欧州戦略 2020.....	10
(3)リスボン戦略が目指してきたもの	11
第 2 節 ドイツにおける社会政策 - ハルツ改革	11
(1)改革までの状況.....	11
(2)ハルツ改革	12
第 3 節 分かれる改革への評価.....	13
第 4 節 問いと仮説.....	14
第 2 章 社会的排除の視点から見たドイツ社会	16
第 1 節 「社会的排除」とは?	17
(1)登場した背景.....	17
(2)EU での定義	17
(3)定義を洗練させる試み、様々な定義.....	18
(4)本論における社会的排除の分析方法.....	20
第 2 節 ドイツ社会の社会的排除—多面的な指標から.....	20
(1)ジニ係数.....	20
(2)相対的貧困率.....	21
(3)いくつかの基礎的ニーズ(物質的剥奪)	26
(4)ワーキング・プア	28

(5)社会的コンタクトの少なさ	28
(6)社会活動への参加	30
(7)政治的無関心.....	31
第3節 社会的排除を受けやすい層	32
(1)2003年から2011年に起こった変化.....	33
(2)社会的排除を受けやすい層	33
第3章 社会的背景・労働市場から見る各層の社会的排除	34
第1節 2003年から11年にかけて起こった変化—ハルツIV、ミニ・ジョブ	35
(1)変化の背景	35
(2)労働市場の二分化	35
(3)ミニ・ジョブとは	37
(4)ミニ・ジョブの社会政策上、雇用政策上の問題点	39
第2節 女性	40
(1)社会的背景	40
(2)労働市場の状況	42
第3節 若年層.....	43
(1)社会的背景	43
(2)労働市場における状況	43
第4節 東部ドイツ.....	44
(1)社会的背景	44
(2)労働市場における状況	45
第5節 1人親世帯	45
(1)社会的背景	45
(2)労働市場における状況	46
第6節 移民	46

(1)社会的背景	46
(2)労働市場における状況	47
第4章 教育と労働市場の関連性.....	49
第1節 ドイツの教育制度	50
(1)三分岐制度	50
(2)デュアルシステム	52
(3)デュアルシステムの危機論.....	52
第2節 教育制度における状況.....	53
(1)女性.....	53
(2)若年層	54
(3)東部ドイツ	54
(4)1人親世帯.....	54
(5)移民.....	55
第3節 教育と労働市場の関連性.....	56
(1)すべての層に共通する問題点	56
(2)低学歴層の労働市場における状況	56
第4節 教育の機会不均等をめぐる議論と教育格差の実態	58
(1)PISA ショック	58
(2)三分岐制の機会不均等	59
第5節 世代間での教育階層の再生産.....	60
(1)社会的出自	60
(2)親の学歴と子の学歴.....	61
第6節 階層のさらなる固定化の危険性	61
(1)労働市場の格差による教育の格差のさらなる固定化	61
(2)「移動性」という問題点.....	62

(3)競争の激化	62
終章 総括と展望	63
第1節 総括	64
第2節 結論	64
第3節 政策提言	65
(1)教育制度における提言	65
(2)労働市場における提言	66
第4節 日本への示唆	67
第5節 展望	67
【参考文献】	69

序章

第1節 EU全体の状況

2009年10月のギリシャでの粉飾決算をきっかけとして起こった欧州債務危機を発端とし、欧州全体の経済は停滞している。それに伴い、失業率も上昇している。EU統計局（EUROSTAT）の2012年11月30日発表によると、2012年10月のEU加盟27カ国の失業率は前月から0.1ポイント悪化の10.7%となった。失業率が毎月、徐々に悪化する傾向が続いている。前年同月比では0.8ポイントの上昇となった。ユーロ圏17カ国の10月の失業率も前月比0.1ポイント悪化の11.7%となり、10月もユーロ導入後の最高値を更新した。前年同月比では1.3ポイントの上昇となった。失業率の悪化が続くスペインでは、ついに26%台に突入し、若年層(25歳未満)の失業率は55.9%に達しており、深刻な状況となっている¹²。

第2節 ドイツの状況

財政難や高失業率に悩むEU各国を後目に、EUではドイツの経済だけが好調である。2011年の経済成長率は2年連続で3%を超え、失業率も5.4%(2012,10)と東西ドイツ統一後、最低水準に達した³⁴。

その背景には、シュレーダー政権が2000年代にかけて行った「ハルツ改革」と呼ばれる労働市場改革がある。雇用局の組織改編、起業補助、連邦雇用庁の改組、失業扶助と社会扶助の整理統合などの法律改正を通じて、労働市場の規制緩和・弾力化、そして雇用促進を図った改革である。要するに、失業扶助等の社会保障を削減する代わりに、労働市場を流動化し雇用を促進することで、失業率を下げようとした改革であった。

結果的にこの改革は、ドイツの失業率の回復をもたらし、成功したとも言えるだろう。しかし、本当に失業率を抑え込んだことだけが社会全体にとってよい結果となったのだろうか。失業率を抑え込むための政策の下で、一方で痛みを受けている層もいるのではないだろうか。

この論文では、このような問題意識の下、まず一章にて、先行研究を通し、どのような

¹²JETRO「10月の失業率は前月比0.1ポイント悪化」、『世界のビジネスニュース(通称弘報)』、2012.12.5、<http://www.jetro.go.jp/biznews/50bd807450cf8> (2012.12.10アクセス)

² キプロス(12.3%→12.9%)で0.6ポイントの大幅な悪化が観察されたほか、スペイン(25.8%→26.2%)で0.4ポイント、イタリア(10.8%→11.1%)とデンマーク(7.4%→7.7%)でともに0.3ポイント、チェコ(7.1%→7.3%)で0.2ポイントの悪化がみられた。

³ EUROPA Press release rapid, “October 2012 Euro area unemployment rate at 11.7% EU27at10.7%”,2012.11.30,http://europa.eu/rapid/press-release_STAT-12-170_en.htm?locale=en

⁴ The World Bank, Data, “GDP Growth (annual%)”,
<http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.KD.ZG>

改革がドイツの失業率の回復をもたらしたかを明らかにする。それに対する評価に基づき、本論における問題提起、仮説の提示を行う。二章以降は仮説の証明を行い、終章で結論を導き出すことにする。

第1章 EUの社会政策、その枠組み内 におけるドイツの社会改革

本章では、1980年代以降高失業率を社会問題として抱えてきたドイツにおいて、どのような改革が行われ、それが国内にどのような変化をもたらしたかを明らかにする。まず、ドイツの政策へ少なからず影響を与えている、EUの社会政策と雇用政策がどのような形を目指してきたのかを振り返る。次に、そのEU枠内におけるドイツの労働市場において、どのような改革が進んだかを概観することで、新たな制度の枠組みを明らかにする。そして、その改革によって、どのような変化が起きたか、それに対してどのような意見があるかをまとめる。それらの意見を踏まえ、この論文における問いと仮説を提示する。

第1節 EUの社会政策

(1)リスボン戦略

EUにおける社会政策にとって大きな転換点となったのは、2000年3月に欧州理事会で採択された「成長と雇用のためのリスボン戦略」である。リスボン戦略とは、「EUの社会モデルを維持、改善しながら、2010年までに世界で最もダイナミックで競争力の高い知識を基盤とする経済にする」という取り組みである。そこで政策の課題として掲げられたのは、①持続的経済成長、②雇用の量的質的確保、③社会的結束の強化、の三点である。つまり、「経済的成長」、「雇用」、「社会的結束」が政策の課題の三本柱として掲げられたのである。ところが、その後2005年3月の中間評価では進捗の遅れが指摘され、成長と雇用により明確に焦点をあてる方針が打ち出された⁵。「社会的結束」よりも「雇用」「経済成長」をより優先するという方向に向かうことになった。しかし、2008年秋以降の金融危機による雇用情勢の急激な悪化に対処するため、再び新たな対策が求められることになった。

(2)欧州戦略 2020

2010年までのリスボン戦略を引き継ぐものとして、2010年6月17日、策定されたのが「欧州2020—知的で持続可能で包摂的な成長への欧州戦略」である。戦略を通じて、ヨーロッパレベルの競争力、生産性、成長の潜在能力、社会的結合を高めることを目標としている。欧州理事会は、「欧州戦略」を量的指標によってより可視化するために、次の5つの主要目標を定めている。①雇用の促進、②イノベーション、研究および発展のための条件の改善、③環境保護とエネルギーに関する目標の実現、④教育水準の向上、⑤貧困削減による社会的統合の支援である。ここには、成長や雇用と社会的包摂を連携させるという、リスボン戦略以来の理念が改めて示されたが、二つの重要な展開があった。一つは、リスボン戦略と「持続可能な発展戦略」との連携が模索されつつある、ということである。もう一点は、「欧州2020」が始めて社会的包摂と貧困削減についての具体的な数値目標を掲げ

⁵武田公子「ローカルな「貧困との闘い」の可能性」、『成瀬龍夫博士退職記念論文集』、No.382、2010.10、p82。

たことである。その中でも、とくに八千万の相対的貧困層の四分の一を削減しようという数値目標を掲げたことには大きな意義がある⁶。

(3) リスボン戦略が目指してきたもの

このように EU のリスボン戦略は、「雇用」「成長」「社会的結束」をキーワードに、「雇用戦略」と「社会的包摂戦略」という二大戦略によって、成り立ってきたことがわかった。では、このような EU の戦略のもと、ドイツではどのような社会政策がとられてきたのであろうか。

第2節 ドイツにおける社会政策 - ハルツ改革

(1) 改革までの状況

第二次世界大戦後のドイツの労働市場政策は、高度成長による人手不足を背景に、国家による積極的介入には重点をおかず、失業者に対する手厚い失業給付、失業扶助などの消極的政策が中心となっていた。労働関係は解雇規制や有機雇用契約の制限などを前提としていた。

しかし、1967年~1968年の不況の後、1969年には雇用促進法と職業訓練法が制定され、失業の予防と雇用の促進を重点課題とする積極的労働市場政策への転換が図られた。

2度の石油ショックを経て、1980年代に失業率が一挙に高まると、それまでの規制中心の労働市場政策に批判が向けられるようになった。しかし、労働市場政策の改革には、個別的労働関係の規制緩和や労働条件方式の変更が必要であり、ドイツの政権は結局これを先送りし続けた。

東西ドイツ再統一が実現した1990年代以降、旧東独地域の経済再建の難航と世界的な不況のあおりを受けて、雇用情勢は徐々に悪化した。さらに、経済のグローバル化、EUの中央・東欧への拡大を背景に国際競争力を高めるための人員削減や労働条件切り下げが行われ、状況はますます厳しくなった。雇用創出措置(ABM)や構造調整措置(SAM)などの積極的労働市場政策が実行されたが、その場しのぎの傾向が強く、抜本的な労働市場の改善にはつながらなかった。

失業問題が戦後最悪の状況となっていた1997年、長期失業者対策を主な内容とする雇用促進改革法が成立し、雇用促進法は抜本的に改正されて、社会法第Ⅲ編「雇用促進」に編入された。しかし、その後も雇用情勢の改善は見られなかった⁷。

⁶宮本太郎「社会的包摂とEUのガバナンス」、『EUを考える』（現代世界—その歴史と思想③）、未来社、p223-224。

⁷大島秀之他「ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障」、『労働政策研究報告書』、No84、2007年、p12。

(2)ハルツ改革

このような状況を打開するため、第二次シュレーダー政権は労働市場改革に乗り出した。それが、いわゆる「ハルツ改革」と呼ばれる一連の改革である。2002年、ピーター・ハルツを委員長とする諮問委員会が発足した。シュレーダー政権は、「労働市場政策現代化法 *Gesetz für modern Dienstleistungen am Arbeitsmarkt*」を制定し、労働市場に関する新たな法律を制定した。まず2003年1月にはハルツⅠ法とハルツⅡ法が制定された。ハルツⅠ法によって、全国にある雇用局を「ジョブ・センター」に改編する等の雇用局の組織改編が行われた。ハルツⅡ法によっては、つなぎ補助などによる失業者減らしが行われた。失業した労働者で、届出が遅れたものに対しては失業給付額を減額したりするなど、失業者の届けで義務を厳しくした。また、*Ich-AG* という「私会社」の制度を新たに作って失業者が自営業者に転換することを促した。さらに、ミニ・ジョブという公的な支援に支えられた低賃金就労制度を作って、失業者の就労機会を拡大しようとした。

それらに続いてシュレーダー政権は、さらなる経済の競争力強化、労働市場の柔軟化を図るため、「アジェンダ 2010」も発表した。これには、「解雇制限法」の緩和、失業給付期間の短出、年金支給年齢の引き上げ等、ドイツの伝統的な資格制度であるマイスター制度の改革等などが含まれていた。このアジェンダ 2010に基づき、ハルツⅢ法とハルツⅣ法が策定された。ハルツⅢ法では、連邦雇用庁の改組等が行われた。連邦雇用庁を「連邦雇用エージェンシー」に改め、その下にある各地の「雇用エージェンシー」が職業紹介や失業給付などを行うことになったのである。

そして、2005年に施行されたハルツⅣ法は、一連のハルツ改革において中心的な改革となる。この法では、「失業扶助 *Arbeitslosenhilfe*」と「社会扶助 *Sozialhilfe*」の整理統合が行われた。従来、失業者・社会保険の原理に従って給付される失業手当の給付の満了後、「失業扶助」が事実上無期限で支給されることになっていた。それは、連邦雇用庁 (*Bundesagentur für Arbeit*) によって管轄されていた。それに加えて、自治体の福祉事務所が管轄する「社会扶助」も存在した。長期失業者に対する所得保障は二元化していたのである。ハルツⅣ法によって、「失業扶助」と「社会扶助」は「求職者基礎保障法」に統合されたのである。これによって、従来の受給者のうち、就労可能な者は「失業手当Ⅱ」を受給すると同時に就職への努力が求められるようになり、就労不能な者は社会の福祉の枠内で、従来の「社会扶助」の給付を受けるようになった。(表 1-1 を参照)

表 1-1：ハルツIV法施行後の給付の変化

	失業手当(I)の受給資格を満たす者	失業手当(I)の受給期間を終了した者	失業手当(I)の受給資格を満たさない者	稼得能力を持たない者
	稼得能力を持つ者			
ハルツIV法施行前	失業手当(SGBIII) (財源は保険料)	失業扶助(SGBIII) (財源は連邦)	社会扶助(BSHG) (財源は地方自治体)	
ハルツIV施行後	失業手当 I(SGBIII) (財源は保険料)	失業手当 II(SGBII)(新設) (財源は連邦。但し一部地方自治体負担)		社会扶助(SGBXII) (BSHGを改編) (財源は地方自治体)

(出典)「ドイツにおける「ワーキングプア」をめぐる議論」森周子、p65 より抜粋

このように、ハルツIV改革の目的は、長期失業者の職業生活・社会生活への統合にあった。「一つの手からの援助」という理念に基づき、長期失業者に対する支援窓口の一元化がなされた。従来の「失業扶助」と「社会扶助」には、受給層に共通性があったのである。また、「支援と要請 fördern und fordern」という理念にも、基づいていた。つまり、失業手当等の支援をする代わりに、就業への努力を求めるということである。改革後、従来の仕事の資格よりも 5 段階の区分において一つ下のレベルが「期待可能性」とされていたのが、原則として労働能力に相応したすべての仕事に緩和された。このように、できるだけ多くの人々へ就労を促すような制度へと変化したのである。

佐々木昇は、「シュレーダー政権の改革政策を世界的な流れのなかに位置づければ、福祉から就労へという流れに沿うものであり、また「アジェンダ 2010」に示されるように、経済のグローバル化に対応して柔軟な経済システムを作りあげて産業の国際競争力を強化しようとする EU の「リスボン戦略」に沿ったものだといえる」と述べている⁸。こうして、EU の政策に基づき、ドイツは「福祉から就労へ」という政策を行ってきたのである。

第 3 節 分かれる改革への評価

一連のハルツ改革は、どのように評価されているのか。肯定的な評価は、概ね「失業者が大幅減少につながった」というものである。長年高失業に苦しんだドイツの経済が、東西ドイツ統一以後最低の失業率にまで回復した事実から見れば、正当な評価である。改革

⁸ 佐々木昇「ドイツの雇用問題と「ハルツ」改革」、『福岡大学商学論叢』、No.54、2010、p19。

を断行したシュレーダー元首相は「この改革を実施したことによって失業者が 200 万人近く減少した」という成果を強調した上で、「改革を始めた当初は痛みの方が強かったが、結果として実施する価値はあった」と述べた。EU委員会が 2012 年の 5 月に発表したワーキングペーパーにおいても、ハルツ改革は、特に長期失業者の減少に貢献した、と評価されている。労働市場・職業研究所(IAB)が 2010 年に行った実証調査の結果を見ても、「ハルツ改革を包括的にみると、大きな雇用効果を生み出した」として、概ねポジティブな評価をしている。

一方、否定的な評価としては、僅少労働(ミニジョブ)などの低賃金労働者を増やし、社会の格差が広がったというものがある。ケルンドイツ経済研究所(IW)は雇用増が失業率の低下に貢献したことを評価をしつつも、いくつかの政策は失敗した、としている。たとえば、賃金の下限が実質廃止された僅少労働(ミニジョブ)は、高齢者や女性の就労機会を増やした反面、低賃金分野の拡大を引き起こした、としている。さらに、ドイツ社会保護協会も「すべての改革が失敗したとは言えないが、この改革によって、ドイツの労働市場はアメリカ化し、社会格差が増大した」と批判している。OECDが 2008 年に発表した調査結果では、「ドイツは 2000 年以降、他のどのOECD諸国よりも所得格差と貧困が急速に拡大している」ことが示された⁹。

また、「働いているのに貧乏」なワーキングプアの問題も、取り上げられている。ドイツの労働総同盟(DGB)幹部会のヴィルヘルム・アダミー(Wilhelm Adamy)労働市場部長は、失業手当Ⅱの受給者約 500 万以上のうち 2 割以上の 112 万人は、就業による所得が不十分なために失業手当Ⅱの積増手当を受給しており、しかもそのうち 44 万人はフルタイムで働いていることを明らかにしている。ドイツ経済研究所(DIW)のカール・ブレンケ(Karl Brenke)主任研究員によれば、2004 年には低賃金基準額(時給 9.50 ユーロ)未満の賃金で働く就業者が全体の 2 割(旧西ドイツ地域で 17%、旧東ドイツ地域で 40%)を閉めている。しかも低賃金部門の就業者の 5 割以上はフルタイムの就業者だという¹⁰。

第 4 節 問いと仮説

以上のように、EU 戦略の流れを受けて、ドイツで行われた労働市場改革「ハルツ改革」の流れ、改革に対する評価を追ってきた。本論では、この改革に対して以下のような問いを投げかけたい。それは、「ハルツ改革によって社会的包摂は本当に果たされたのか」ということである。EU の雇用戦略の一つである、雇用政策的観点からはドイツの労働市場改革は成功したということになる。雇用戦略として、「失業率を下げる」ことが最大の目的とされていたからである。EU の掲げる、社会政策の戦略のもう一つに「社会的包摂」という戦

⁹ 労働政策研究・研修機構、海外労働事情・ドイツ、「分かれるハルツ改革の評価—実施から 10 年」、2012.10、http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_10/german_01.htm

¹⁰ 齊藤純子、前掲書、p81。

略がある。

本論では、この問いに対して以下のような仮説を立てた。「ハルツ改革によって、完全に社会的包摂は果たされていない。その最大の原因として労働市場の移動性の少なさが挙げられ、このような状況を作りだしているのがドイツの教育制度の硬直したシステムにある。」という仮説である。以上の仮説を検証するために、本稿では次の順序で検討を行う。第 2 章では、社会的排除の視点からドイツ社会の構造を分析していく。第 3 章では、第 2 章で明らかになった構造を基にして、ハルツ改革で起こった労働市場に起こった変化とその問題点、労働市場の状況を明らかにしていく。第 4 章では、教育制度の状況、教育制度と労働市場の関連性、ドイツの教育制度の抱える問題点を考察する。これらの検証を基に、結論、日本への示唆、展望を終章で述べていく。

第 2 章

社会的排除の視点から見たドイツ社会

本章では、社会的排除観点からハルツ改革後のドイツの社会状況を見ていく。そのため、まず「社会的排除とは何か」という定義を明らかにする。それに基づき、ハルツ改革以後のドイツ社会を社会的排除の視点から分析し、状況を明らかにする。

第1節「社会的排除」とは？

(1)登場した背景

「社会的排除」という概念が注目され始めたのは、フランスのシラク内閣の社会相、ルネ・レノアールの著書『排除された人々：フランス人の10人に1人<Les Exclis : un Français sur dix>』と言われている。しかし、当時のフランスで語られた「排除」は、経済成長と福祉国家の恩恵が届かない人びとの問題として語られた。「排除」が今日的な意味において使われるのは、高度経済成長が終焉を迎え福祉国家の危機が語られはじめる80年代になってからである。

完全雇用が崩壊し失業と不安定雇用が拡大するに伴い、福祉国家の主要な柱である失業保険、年金保険、医療保険などの保険体制からもれ落ちる人々が増加した。こうして若者と長期失業者を中心に貧困が深刻化し、同時に、住宅や教育機会の喪失、家族の崩壊、アルコール・薬物依存などが複合的に重なり合った問題が拡大した。高度経済成長期においては予想しえなかった「新たな貧困」が、ここに始まったのである¹¹。

つまり、このような「新たな貧困」に対して、ヨーロッパにおける従来型の福祉国家的対応がうまく働かなくなってきた。その結果、貧困の除去すら困難となり、貧困をなくしても社会関係から締め出されたりする状況が生まれてきているのである。貧困問題への従来型アプローチの行き詰まりが、社会的排除—包摂のアプローチをクローズアップすることになったのである¹²。

(2)EUでの定義

このような背景のもとに登場した「社会的排除」の概念は、1980年代末と1990年代の初頭にかけて、EUにおいても普及していく。普及の中心的役割を果たしたのが、当時の欧州委員会の委員長であった、フランス社会党出身のジャック・ドロールであった。1988年に「社会的排除」についての議論が開始された。翌1989年には、欧州社会憲章の序文で社会的排除と闘うことの重要性が指摘され、同年の欧州閣僚理事会で「社会的排除との闘い」についての決議が採択され、「社会的排除に取り組む政策に関する欧州動向調査機関」が設

¹¹ 福原宏幸『社会的排除/包摂と社会政策』(新しい社会政策の課題と挑戦 第1巻)、法律文化社、2007、p12。

¹² 石田徹「格差・貧困・社会的排除の比較政治経済学」、高橋進『包摂と排除の比較政治学』、ミネルヴァ書房、2010、p21。

立された。1992年の欧州委員会公式文書『連帯の欧州をめざして—社会的排除に対する闘いを強め統合を促す』は、「社会的排除」についての概念を定義した。以下が、その定義の引用である。

「社会的概念は、過程と結果としての状態との双方を目指すダイナミックな概念である。……社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにもしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されてくメカニズムの有する多次元的な性質を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元を超える場合がある。すなわちそれは、居住、教育、保健、ひいてはサービスへのアクセスといった領域においても感じられ現れるのである」¹³

(3) 定義を洗練させる試み、様々な定義

以上の欧州委員会が発表した定義の他にも、様々な学者によって「社会的排除」に対する概念を洗練する試みがなされてきた。

まず、欧州委員会が1990年に設置した「社会的排除と闘う各国の政策の観測委員会 *Observatory on National Policies to Combat Social Exclusion*」の中心人物であったジョス・バーグマンらによる分類がある。これによれば、「社会的排除」はそれが有する過程としての性格と多次元性とによって、「貧困」からも「剥奪」からも区別される。¹⁴(表2を参照)すなわち、「社会的排除」とは、この表の分類による概念としては、所得という一元的な面だけでなく、多次元性を有し、かつ動態的な過程によって生み出されるものであることがわかる。バラとラペールは、この「社会的排除の概念」の概念が2つの面で貧困の概念よりもすぐれていることを指摘している。それは第一に、社会的排除の概念は、剥奪の有する多次元的な特徴に焦点をあてるので、人びとが剥奪されつづけることの累積的な要因に関する洞察を提供してくれる。第二に、それは、剥奪を動態的な諸原因の結果として分析することを可能にしてくれる¹⁵。

¹³ 中村健吾『欧州統合と近代国家の変容』、昭和堂、2005、p320。

¹⁴ 中村、同上、p324。

¹⁵ アジット・S・バラ／フレデリック・ラペール『グローバル化と社会的排除』、昭和堂、2005、p20。

表2 貧困と社会的排除に関する概念上のマトリクス

	静態的な帰結	動態的な過程
所得	貧困	貧困化
多次元性	剥奪	社会的排除

出所：Vleminckx/Berghman 2001,p.37

バークマンと並んで、「観察委員会」の中心人物のひとりであってグラハム・ルームは、イギリスに由来する「貧困」の概念とフランスの伝統に根ざす「排除」の概念とを対比している¹⁶。「貧困」の概念は主として「分配の問題」「資源の配分」に焦点をあてる傾向があったという。それに対して、「排除」の概念は「道徳的秩序」から一定の集団や個人が切り離されていく過程を意味する。と同時にしかし、ルームによれば、権利と義務のシステムを「伝統的なヒエラルヒー」としてではなく「平等主義」的なシティズンシップ **an egalitarian citizenship** の権利・義務としてとらえかえすならば、社会的排除に関する社会民主主義的な理解が生まれるという。「社会的排除と闘う各国の政策の観測委員会」はまさに、イギリスにおける「貧困」の概念の伝統とフランスにおける「排除」の概念の伝統とを、T.H.マーシャルの流れを汲むシティズンシップ—とりわけシティズンシップを構成する社会的諸権利 **social rights**—の概念によって統合しようとした。すなわち、ルームによれば、「社会的排除」はシティズンシップの社会的諸権利が「否定されること、あるいは実現されないこと」との関連で分析されるのであり、逆にいえば、「個人が道徳的・政治的共同社会の成員資格に結び付けられている度合い」との関連で測られうる¹⁷。

バラとラペールは、以下のような7つの特徴で「社会的排除」の概念を定義づけている。第一に、多次元的なアプローチである。相互に関連している経済的要因、社会的要因、政治的要因を組み合わせるものであることを指す。第二に、失業と不安定さがもたらすもろもろの帰結、である。失業と仕事の不安定さは、個人や集団が全面的にもしくは部分的に社会手への完全な参加から排除されていく過程を説明する重要な要因である。第三に、質的な次元である。実際、社会的排除の分析において重要なのは、雇用、住宅、医療、教育のような基本的権利へのアクセスにかかわる問題だけでなく、仕事、住宅、医療サービス、学校の質の問題でもある。第四に、長期の過程である。社会的排除との闘いが時間と資源を要するものであることを認識しておくことが、きわめて重要である。第五に、ダイナミックな過程である。排除は、社会的・経済的剥奪を特徴づける最終段階に焦点をあてるのではなく、その代わりに、そうした状態を生みだし、個人を統合の領域から不安定さの領域、脆弱さの領域、そして最終的には排除の領域にまで押しやるダイナミックな過程に焦

¹⁶中村、前掲書、p324。

¹⁷中村、同上、p326。

点をあてる。第6に、相対的な概念である。絶対的でも相対的でもありうる貧困の概念とは異なって、排除の概念は相対性の特徴を有している。そして最後に、政策指向の概念である。社会的排除は、排除された人びとを支援する事後处理的な政策と、排除の過程に入ることを避けるための先を見越した政策とが、いずれも必要であることを強調している¹⁸。

(4)本論における社会的排除の分析方法

以上のような、「社会的排除」についての様々な定義からわかるように、「社会的排除」という定義は、学者によって異なり、様々な解釈がある。排除の概念が誕生したのはつい最近のことであり、EUにおいてさえ、調査プログラムが始まるまで、社会的排除を測定ないし数量化するための社会的集団や国や地域による系統的な試みがなされなかった。¹⁹「社会的排除」指標開発についても、いまだ発展途上の状態である。EUにて各国のナショナル・アクション・プランが多くの指標を提示しており、EUROSTATも独自のデータを駆使した指標の提案をしているにもかかわらず、最終的にEUレベルで合意に至った指標の数々はきわめて通常的な収入・雇用関連の統計であることから明らかなように、社会的排除の指標に関してコンセンサスはまだ収斂の行きに至っていない²⁰。

とはいえ、様々な定義に共通している「社会的排除」の特徴は、「多元的要因を持つもの」であり、かつ「動的なもの」であった。よって、本論では、経済的・社会的・政治的な方面からできるだけ多元的に指標を取り上げながら、ドイツ社会の社会的排除の状況を分析していく。その際、社会的排除がどのような層に起こりやすいのかを特定していくために、指標は多様な層の区分で統一されたデータの、比較可能なものを用いた。

第2節 ドイツ社会の社会的排除—多元的な指標から

(1)ジニ係数

ジニ係数とは所得分配の不平等を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の度合いが増す²¹。

OECDの"Growing Unequal? Distribution and Poverty in OECD Countries"によると、ドイツのジニ係数は1990年代半ばに0.2722、2000年に0.2698、2000年代半ばに0.2981という数値になっている。ここから、1990年代から2000年にかけて多少減少し、再び2000

¹⁸バラ／ラペール、前掲書、2005、p35。

¹⁹バラ／ラペール、同上、p60。

²⁰阿部彩「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」、国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』（社会的排除—概念と各国の動き—）、No.141、2002、p78。

²¹労働政策研究・研修研究機構、データブック国際労働比較2012、<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/>

年代にかけて数値が増加したことがわかる。1990年代半ばと、2000年代半ばを比較すると、0.0259増加したことになる。つまり、所得格差が拡大していることが読み取れる。

(2)相対的貧困率

ドイツ連邦議会は、2001年10月に貧困・富裕報告を定例化することを決議し、連邦政府に各議会の半ばに報告を提出するように求めた²²。これに従い、2012年9月、最新の『ドイツの生活状況—第4次貧困・富裕報告(Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts und Reichtumsbericht der Bundesregierung)』の原案が提出された。そこでは、いくつかの相対的貧困率の統計が比較されている。いずれも、それぞれの年の平均所得の60%を貧困線とし、それ以下を「相対的貧困」として割合を算出している。EUは1998年11月以来、貧困線を「各国の所得中央値 median income の60%」と規定し、所得がこれを上回る人または世帯を「貧困」と定義している²³。

最初に、EVS(所得消費抽出調査 Einkommens-und Verbrachsstichprobe)による相対的貧困率を見てみよう。(表2-2)「18歳から24歳まで」と2003年のデータのない「25歳から49歳まで」を除く17項目のすべての分類において、2003年から2008年にかけての相対的貧困率が上昇している。各種区分を見ていくと、まず、男性より女性、西ドイツより東ドイツにおいて、2003年と2008年共に、値が高くなっている。年齢による区分では、2003年においては、「18歳から24歳まで」の層の値がとりわけ高くなっていたが、2008年では「18歳から24歳まで」の層の値はやや減少し、「17歳まで」の層と「50歳から49歳まで」の層の値が特に増加している。住居による区分では、「1人暮らし」と「1人親世帯」が2003年、2008年共に割合が高くなっている。2003年から2008年の間では、特に「1人親世帯」「夫婦世帯(3人以上)」の層の割合の増加が見られた。就業形態による区分では、「失業」の層の割合が2003年には49.9%と他のどの分類と比べても最大になっている。さらに増加率を見てみても、2008年には74.5%で、25.4%増加するという、最大の増加となっている。

以上から、EVSによる相対的貧困率の3つの特徴をまとめてみる。1点目は、ほぼすべての項目において割合の上昇が見られたという点である。2点目は、2003年、2008年共に割合が高くなっている層は、「女性」「東ドイツ」「17歳以下、18歳から24歳まで」「1人暮らし、1人親世帯」「失業者」である、という点である。3点目は、「1人親世帯」と「失業者」の割合の増加率が著しいという点である(表2-1)²⁴。

²²齊藤、前掲書、p76。

²³中村、前掲書、p333。

²⁴ Sozialpolitik aktuell in Deutschland, „Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung“, Einkommensarmutsrisiko A-1, 2012, p462。

表 2-1 所得貧困リスク—EVS による相対的貧困率

	2003	2008
貧困線(平均所得の 60%以下)	1000€/月	1063€/月
合計	13.6	16.0
男性	12.2	14.7
女性	14.9	17.4
西部ドイツ	12.2	14.6
東部ドイツ	19.8	22.8
年齢による区分		
17 歳まで	14.0	20.3
18 歳から 24 歳まで	19.6	18.7
25 歳から 49 歳まで	—	14.0
50 歳から 64 歳まで	12.5	17.3
65 歳以上	12.8	14.1
住居形態による区分		
1 人暮らし	26.1	28.1
1 人親世帯	40.9	51.9
夫婦世帯(子供 1 人)	10.1	11.6
夫婦世帯(子供 2 人)	6.7	9.6
夫婦世帯(子供 3 人以上)	11.3	17.1
就業形態による区分		
就業	6.5	6.8
失業	49.9	74.5
年金生活者	15.2	16.9

(出典)Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung, Einkommensarmutsrisiko A-1 より筆者作成。

次に、EU-SILC(The European Union Statistics on Income and Living and Living Conditions)による相対的貧困率を見てみよう。(表 2-2)この貧困率の統計においては、2003 年、2008 年、2009 年、2010 年と 7 年間の期間があるが、割合は 7 年間にわたってあまり変動していない。大きな変動を見せたのは、2003 年の 35.9%から 2009 年の 43.0%に 7.1% 上昇した「1 人親世帯」、2008 年の 13.6%から 2009 年の 12.6%に 8%上昇した「夫婦世帯(子供 3 人以上)」、そして 2003 年の 56.8%から 2009 年の 70.3%の 12.5%上昇をみせた「失業者」だけである。また、2003 年、2008 年、2009 年、2011 年を通して割合の高くなっていく層は分類ごとに、「女性」「東部ドイツ」「18 歳から 24 歳まで」「1 人親世帯」「失業者」

である(表 2-2)²⁵。

表 2-2 所得貧困リスク—EU-SILC による相対的貧困率

	2003	2008	2009	2010
貧困線(平均所得の 60%以下)	916€/月	929€/月	940€/月	952€/月
合計	15.2	15.5	15.6	15.8
公的所得移転前	24.2	24.1	24.2	25.1
男性	14.2	14.7	14.9	14.9
女性	16.2	16.3	16.4	16.8
西部ドイツ	12.8	13.7	14.2	14.3
東部ドイツ	22.9	22.7	21.5	22.2
年齢による区分				
17 歳まで	15.2	15.5	17.5	15.6
18 歳から 24 歳まで	20.2	21.1	18.9	19.0
25 歳から 49 歳まで	13.4	14.1	14.1	14.6
50 歳から 64 歳まで	16.8	16.7	17.0	18.5
65 歳以上	14.9	15.0	14.1	14.2
住居形態による区分				
1 人暮らし	29.2	29.3	30.3	32.3
1 人親世帯	35.9	37.5	43.0	37.1
夫婦世帯(子供 1 人)	9.3	9.8	9.0	9.8
夫婦世帯(子供 2 人)	8.3	7.7	8.8	8.7
夫婦世帯(子供 3 人以上)	15.2	13.6	21.6	16.2
就業形態による区分				
就業	7.1	6.8	7.2	7.7
失業	56.8	62.0	70.3	67.8
年金生活者	15.0	14.9	13.4	14.0

(出典)Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung, Einkommensarmutsrisiko A-1 より筆者作成。

そして、Mikrozensus による相対的貧困率である。この統計においても、項目ごとに若干の割合の上昇がみられるが、大きな変化のあった層はそれほどみられない。大きな変化があったのは、まず「1 人暮らし」の層で、2006 年 21.7%から 13.6%上昇して 2011 年に

²⁵ Sozialpolitik aktuell in Deutschland, „Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung“, Einkommensarmutsrisiko A-1, p462.

は 35.3%となっている。また、「1人親世帯」も 2006 年 37.0%から 5.3%上昇して 42.3%、「失業者」も 2006 年の 49.4%から 9.3%上昇して 58.7%、と大きく変化した層となっている。区分ごとに割合の高くなっている層は、「女性」「東部ドイツ」「18 歳から 24 歳まで」「1人暮らし」「1人親世帯」となっている(表 2-3)²⁶。

表 2-3 所得貧困リスク—Mikrozensus による相対的貧困率

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
合計	14.7	14.0	14.4	14.4	14.6	14.5	15.1
男性	14.3	13.7	13.8	13.9	14.1	14.0	14.5
女性	15.1	14.4	14.8	15.0	15.1	15.0	15.7
西部ドイツ	13.2	12.7	12.9	13.1	13.3	13.3	14.0
東部ドイツ	20.4	19.2	19.5	19.5	19.5	19.0	19.5
年齢による区分							
17 歳まで	19.5	18.6	18.4	18.4	18.7	18.2	18.9
18 歳から 24 歳まで	23.3	22.3	22.3	22.4	22.9	22.7	23.4
25 歳から 49 歳まで	14.1	13.3	13.4	13.3	13.6	13.3	13.8
50 歳から 64 歳まで	11.4	11.3	11.7	12.2	12.4	12.5	12.9
65 歳以上	11.0	10.4	11.3	12.0	11.9	12.3	13.3
住居形態による区分							
1人暮らし	23.2	21.7	23.1	23.7	24.1	23.8	35.3
1人親世帯	39.3	37.0	39.0	39.7	40.1	38.6	42.3
夫婦世帯(子供 1人)	11.6	11.4	10.7	10.4	10.2	9.6	10.0
夫婦世帯(子供 2人)	12.0	11.6	11.1	10.5	10.6	10.7	11.2
夫婦世帯(子供 3人以上)	26.3	23.3	23.8	23.5	24.1	23.2	23.0
就業形態による区分							
就業	7.3	7.1	7.4	7.4	7.5	7.5	7.8
失業	49.6	49.4	53.3	56.0	53.7	54.0	58.7
年金生活者	10.7	10.3	11.2	12.1	12.1	12.6	13.8

(出典)Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung, Einkommensarmutsrisiko A-1 より筆者作成。

²⁶ Sozialpolitik aktuell in Deutschland, „Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung“, Einkommensarmutsrisiko A-1, p462

最後に、SOEP(ドイツ経済研究所が管理運営する社会経済パネル)により相対的貧困率を見ていく。(表 2-4)この統計においては、全体の割合が 2005 年の 14.1%から 2010 年には 13.9%になるなど、減少を見せる区分もでてきている。「女性」「18 歳から 24 歳まで」「夫婦世帯(子供 1 人、3 人以上)」がそうである。すべての年を通して割合が高くなっている層は、「女性」「東部ドイツ」「18 歳から 24 歳まで」「1 人親世帯」「失業者」である。大きな変化を見せている層は、2005 年の 47.7%から 8.9%上昇し 56.6%になった「失業者」の層である²⁷。

表 2-4 所得貧困リスク—SOEP による相対的貧困率

	2005	2006	2007	2008	2009	2010
合計	14.1	13.5	14.1	14.3	14.9	13.9
男性	12.7	12.4	12.8	13.1	13.6	12.7
女性	15.5	14.5	15.6	15.6	16.4	14.9
西部ドイツ	12.9	12.4	13.0	13.1	13.8	12.5
東部ドイツ	19.7	18.6	19.1	19.3	19.1	20.2
年齢による区分						
17 歳まで	16.5	15.5	16.7	16.0	18.4	16.5
18 歳から 24 歳まで	24.1	23.2	25.3	23.6	24.4	20.0
25 歳から 49 歳まで	13.3	12.5	12.8	12.6	12.7	12.0
50 歳から 64 歳まで	11.7	11.5	11.5	12.3	13.1	12.1
65 歳以上	11.8	11.6	13.0	14.4	14.5	14.2
住居形態による区分						
1 人暮らし	22.2	22.2	23.1	24.1	24.9	25.3
1 人親世帯	37.1	36.4	37.6	38.0	42.9	40.1
夫婦世帯(子供 1 人)	9.3	9.2	8.0	8.7	9.9	5.3
夫婦世帯(子供 2 人)	7.3	5.9	6.6	6.7	6.3	7.9
夫婦世帯(子供 3 人以上)	18.4	16.2	18.4	17.3	15.9	11.8
就業形態による区分						
就業	8.0	7.4	7.8	8.4	8.7	8.2
失業	47.7	49.7	52.3	51.5	51.6	56.4
年金生活者	12.2	12.9	14.0	15.4	15.1	14.9
継続的貧困	8.3	7.3	6.8	7.5	8.4	7.9

(出典)Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der

²⁷ Sozialpolitik aktuell in Deutschland, „Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung, Einkommensarmutsrisiko A-1“, p463

以上4つの相対的貧困率の統計をまとめると、3点の特徴を見出すことができる。1点目としては、EVSでは2003年と2008年の比較においてほぼすべての項目において割合の増加が見られ、2003年から2010年にかけてのEU-SILCの統計と2005年から2011年にかけてのMikrozensusの統計からは、全体の若干の増加が見られる。しかし一方で、2005年から2010年にかけてのSOEPの統計では、若干の割合の減少も見られている。すべての統計を通じて項目ごとに割合が高くなっているのは、性別では「女性」、地域では、「東ドイツ」、年齢別では「17歳以下、18歳から24歳まで」、住居形態では「1人暮らし、1人親世帯」、就労形態では「失業者」である、という点である。3点目は、「1人親世帯」と「失業者」の割合の増加率が、4つの統計のすべてにおいて著しいという点である。

そこから、以下のような考察を導き出すことができる。まず第1点目の特徴から、2003年から2011年にかけて、少しずつではあるものの全体的に相対的貧困率は上昇の傾向にあることがわかる。そして、第2点目の特徴からは、慢性的に貧困層となっている層は、「女性」、「東ドイツ」、「17歳以下、18歳から24歳まで」、「1人暮らし、1人親世帯」、「失業者」であることが読み取れる。さらに第3点目の特徴からは、2003年から2011年の間に「1人親世帯」と「失業者」の相対的貧困率が、他の層と比較して大幅に上昇したことがわかる。

(3)いくつかの基礎的ニーズ(物質的剥奪)

次は、物質的剥奪についての統計である。(表3-1)これはEU2020の物質的剥奪の指標に基づいた統計である。その指標では、以下の9つの項目の不足を物質的不自由の基準として設定している。その項目とは、1.家賃や公共料金の支払い能力、2.暖房の設備、3.予想外の支出、4.1日に2回、肉魚等のたんぱく質を食べること、5.1週間の旅行、6.車、7.洗濯機、8.カラーテレビ、9.電話機、である。物質的な剥奪を受けている人々は物資の不足によって束縛されており、9つの剥奪項目のうち4つしか得ることができていない、とされている²⁸。

物質的不自由を9項目のうち3項目抱えている人々は、全体では2008年に13.0%、2011年に12.4%であり、あまり変動はしていない。むしろ、多少の減少を見せている。9項目のうち4項目に物質的不自由を抱えている、相当な物質的剥奪を受けている人々の割合も、2008年は5.5%、2011年は5.3%となっており、あまり変動せず、やや減少している。2008年~2011年にかけてのどの年においても、割合が高くなっているのは、性別では「女性」、年齢別では「18歳まで、18歳~24歳」、住居形態による区分では「1人暮らし、1人親世帯」、就業形態では「失業者」、教育水準による区分では「低学歴」となっている。2008年から2011

²⁸ EUROSTAT, <http://epp.eurostat.ec.europa.eu/tgm/web/table/description.jsp>

年にかけて各層ともあまり割合の増減は見られないが、「失業」の層は 2008 年の 26.0%から 2011 年の 29.8%に 3.8%上昇している(表 2-5)²⁹。

表 2-5 物質的剥奪

	物質的不自由(9 項目のうち 少なくとも 3 つ)				相当な物質的不自由(9 項目 のうち少なくとも 4 つ)EU2020 の指標			
	2008	2009	2010	2011	2008	2009	2010	2011
合計	13.0	12.5	11.1	12.4	5.5	5.4	4.5	5.3
性別による区分								
男性	12.2	11.9	10.6	11.5	5.3	5.3	4.4	5.0
女性	13.7	13.1	11.5	13.3	8.6	8.3	8.3	—
年齢による区分								
18 歳まで	15.6	14.6	12.5	13.2	6.9	7.1	5.2	5.4
18 歳から 64 歳まで	13.9	13.7	12.3	13.6	6.1	5.8	5.2	6.0
65 歳以上	7.7	6.8	5.9	8.0	2.1	2.5	2.1	3.2
住居形態								
1 人暮らし	—	—	—	—	10.6	10.3	9.2	11.7
1 人親世帯	—	—	—	—	19.5	21.3	13.4	17.2
夫婦世帯(子供二人)	—	—	—	—	2.5	2.9	3.2	—
就業形態								
就業	—	—	—	—	3.2	2.9	2.7	2.9
失業	—	—	—	—	26.0	29.5	26.9	29.8
年金生活者	—	—	—	—	2.4	2.5	1.9	2.9
教育水準による区分								
ISCED 0~2(低い)	—	—	—	—	8.7	8.9	8.8	9.8
ISCED 2~4(中程度)	—	—	—	—	4.7	4.4	3.8	4.6
ISCED 5~6(高い)	—	—	—	—	1.9	2.0	1.9	2.1

(出典)Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung, Materielle Deprivation, p491 より筆者作成。

²⁹ Sozialpolitik aktuell in Deutschland , „Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung, Materielle Deprivation“, p491

(4)ワーキング・プア

次は、ワーキング・プアの統計である。ここでは、全体的な指標である EVS、EU-SILC、Microzensus の統計を最初に検証する。

EVS においては 2003 年の 6.5%から 2008 年の 6.8%に 0.3%上昇している。EU-SILC においても、2007 年の 7.1%から 2010 年の 7.7%に 0.6%上昇している。Microzensus でも、2005 年の 7.3%から 2011 年には 7.8%に 0.5%上昇している。年々ワーキング・プアの割合は若干ではあるが上昇の傾向を見せている。また分類ごとの統計を出している EU-SILC の統計によると、その中でも特に「18 歳から 24 歳まで」の層の割合が、例年 10%を超える高さとなっている。

また、区分ごとに比較すると、例年男性より女性が、フルタイムよりパートタイムでワーキング・プアの割合が高くなっている(表 2-6)³⁰。

表 2-6 ワーキング・プア

	EVS		EU-SILC				Microzensus						
	2003	2008	2007	2008	2009	2010	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11
合計	6.5	6.8	7.1	6.8	7.2	7.7	7.3	7.1	7.4	7.4	7.5	7.5	7.8
性別による区分													
男性	5.8	5.9	6.5	6.3	6.4	7.2	—	—	—	—	—	—	—
女性	7.2	7.7	7.8	7.5	8.2	8.2	—	—	—	—	—	—	—
年齢による区分													
18 歳から 24 歳まで	—	—	10.5	11.6	10.6	9.6	—	—	—	—	—	—	—
25 歳から 54 歳まで	—	—	7.1	6.5	6.9	7.6	—	—	—	—	—	—	—
55 歳から 64 歳まで	—	—	7.1	6.5	6.9	7.6	—	—	—	—	—	—	—
就労形態による区分													
フルタイム	—	—	5.4	5.1	5.4	6.1	—	—	—	—	—	—	—
パートタイム	—	—	10.8	10.0	11.2	10.5	—	—	—	—	—	—	—

(出典)Lebenslangen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung, In Work Poverty, p480 より筆者作成。

(5)社会的コンタクトの少なさ

次に、「社会的コンタクトの少なさ」の統計である。(表 2-7)友人や親類、近所の人とコンタクトをとることが月に 1 回以下の人々の割合である。2001 年から 2009 年にかけて目立

³⁰ Sozialpolitik aktuell in Deutschland, „Lebenslangen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung, In Work Poverty“, p480.

った増減が見られた層は、「45歳から54歳」「75歳以上」「高学歴」の層である。「45歳から54歳まで」の層は、2001年には18.1%であったのが、2009年には8.7%上昇し26.8%になっている。「75歳以上」の層では、2001年に28.0%であったのが、2009年には7%上昇し、35%になっている。すべての年を通じて割合が高くなっている層は、性別では「男性」、年齢による区分では「75歳以上」、教育では「低学歴」、貧困リスクは「あり」となっている³¹。

表 2-7 社会的コンタクトの少なさ

	2001	2003	2005	2007	2009
合計	22.4	23.6	22.7	21.5	21.9
性別					
男性	23.1	25.0	23.8	22.8	22.9
女性	21.7	22.5	21.7	20.3	21.0
年齢による区分					
18歳から29歳まで	8.2	6.2	7.1	6.8	6.5
30歳から44歳まで	8.2	8.9	8.8	17.7	15.7
45歳から54歳まで	18.1	17.9	19.4	25.3	26.8
55歳から64歳まで	26.4	26.6	25.4	27.0	26.1
65歳から74歳まで	28.0	30.9	28.8	26.7	31.0
75歳以上	28.0	32.1	28.7	33.8	35.0
教育					
低学歴	26.9	28.1	27.1	25.2	27.7
中学歴	21.8	24.4	22.6	21.9	21.6
高学歴	20.0	19.8	20.9	19.0	15.6
移民の背景					
なし	22.8	24.1	23.0	21.7	22.4
あり	19.8	20.6	21.0	20.4	19.7
貧困リスク					
なし	21.9	23.2	21.9	20.6	21.3
あり	25.7	27.1	27.5	27.5	25.4

(出典)Lebenslangen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung, Wenig Soziale Kontakte(A.8), p476 より筆者作成。

³¹ Sozialpolitik aktuell in Deutschland , „Lebenslangen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung“, Wenig Soziale Kontakte(A.8), p476.

(6)社会活動への参加

次に「社会活動への参加」の度合いである。クラブ等の団体活動の関しては、どの年代においても女性の割合が高く、それに対して市民活動への参加は男性の方が高くなっている。

年齢別では、2009年には14歳から17歳までの団体活動への参加が50.6%と高く、最も低くなっていたのは45歳から54歳まで31.7%であった。一方で、45歳から54歳までの年齢の層は市民活動への参加で40.9%と最も高くなっており、市民活動へ従事していることから、団体活動への参加の割合が低くなっていると考えられる。市民活動への参加の割合が最も低かったのは65歳から74歳までの層であった。

移民の背景の有無の区分においては、団体活動へは「移民の背景あり」の方が参加の割合が高く、市民活動では低くなっていた。

就業形態別では、就学中の者の団体活動への参加の割合が、2009年では42.4%と最も高くなっており、他の層はどれも30%前後となっていた。一方、市民活動に関しては、失業中の層が2009年には26.2%と、他の層と比べて低くなっていた。

所得水準別では、団体活動においても市民活動においても所得が高くなるにつれて、参加率が高くなり、所得が低くなるにつれて、参加率も低くなっていた(表2-8)³²。

表 2-8 クラブ・組織の活動、市民活動への積極的な参加

	積極的な団体活動			市民活動への参加		
	1999	2004	2009	1999	2004	2009
合計	31.7	35.4	35.4	34.0	34.1	35.9
性別による区分						
男性	29.3	34.5	34.2	38.1	36.0	32.7
女性	34.0	36.3	36.5	29.9	31.0	32.4
年齢による区分						
14歳から17歳まで	39.2	46.3	50.6	38.1	36.0	32.7
18歳から29歳まで	35.8	39.1	37.6	33.6	32.6	35.3
30歳から44歳まで	32.8	34.2	32.8	35.7	37.2	40.6
45歳から54歳まで	28.4	33.9	31.7	39.9	38.2	40.9
55歳から64歳まで	29.1	33.3	33.3	38.5	37.3	35.3
65歳から74歳まで	30.1	34.9	36.8	20.0	18.6	20.1
移民の背景						

³² Sozialpolitik aktuell in Deutschland, „Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts- und Reichtumsberichts der Bundesregierung“, Aktive Mitwirkung in Vereinen/Organisation und bürgerschaftliches Engagement, p479.

なし	—	34.8	35.0	—	35.8	37.9
あり	—	38.7	37.4	—	25.3	26.2
就業形態						
就学中	38.8	39.8	42.4	37.3	36.9	37.6
就業中	31.7	35.2	33.6	37.9	36.9	37.6
失業	28.0	34.2	30.5	23.5	25.5	26.2
専業主婦／主夫	30.1	35.4	30.7	37.7	34.1	36.5
年金生活者	28.9	33.7	37.0	24.5	26.8	29.5
所得水準						
とてもよい	32.0	37.9	35.6	43.3	36.1	44.7
よい	32.1	37.2	36.7	37.2	36.5	38.5
中程度	31.8	34.6	36.4	32.4	34.4	35.8
よくない	30.5	33.4	32.7	28.7	32.4	30.6
悪い	29.8	32.7	27.9	28.7	24.9	27.4

(出典)Lebenslangen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung, Aktive Mitwirkung in Vereinen/Organisation und bürgerschaftliches Engagement, p479 より筆者作成。

(7)政治的無関心

欧州において政治的排除は、政治的権利や人権に対する制限よりはむしろ、排除された人々が政治的的代表兼や影響力をもたないことに起因している。排除された人々は発言権をもたない。なぜなら、彼らをひとつの政治勢力にしてくれるような、彼らの特殊な離席を政治的に代表するものが存在しないからである³³。

よってここでは、SOEP よる、2001、2003、2005、2007、2009 におけるドイツの「政治への無関心」の統計を検証していく。

全体では、2001 年に 16.8%、2009 年には 19.1%と上昇の傾向が見られる。分類ごとによる各区分でも大体の層で割合が上昇している。そのようななかで 2001 年から 2009 年にかけて減少が見られた層は、「18 歳から 29 歳まで」「30 歳から 44 歳まで」「65 歳から 74 歳まで」「低学歴」「移民の背景あり」の層である。どの年を通じても、割合が高くなっているのは、性別では「女性」、年齢による区分では「18 歳から 29 歳まで」、教育の程度では「低学歴」、移民の背景では「あり」、貧困のリスクでは「あり」、の層である(表 2-9)³⁴。

³³ バラ／ラペール、前掲書、p.28

³⁴ Sozialpolitik aktuell in Deutschland , „Lebenslangen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung, Kein Interesse an Politik“, p476.

表 2-9 政治への無関心

	2001	2003	2005	2007	2009
合計	16.8	13.7	18.4	15.0	19.1
性別					
男性	12.3	10.0	14.0	11.2	15.1
女性	21.0	17.0	22.4	18.4	22.8
年齢による区分					
18 歳から 29 歳まで	33.7	28.3	37.0	22.8	31.1
30 歳から 44 歳まで	27.8	20.6	29.0	16.1	21.2
45 歳から 54 歳まで	15.2	13.0	19.0	13.2	17.4
55 歳から 64 歳まで	13.5	11.8	15.2	10.8	14.9
65 歳から 74 歳まで	14.9	10.1	12.5	10.7	10.9
75 歳以上	13.1	11.0	13.4	14.6	15.3
教育					
低学歴	30.1	26.5	32.1	29.2	23.3
中学歴	15.8	12.2	17.2	14.3	21.0
高学歴	6.0	4.7	6.5	4.9	7.0
移民の背景					
なし	13.9	11.6	15.5	12.3	16.1
あり	35.8	29.1	32.0	27.3	33.0
貧困リスク					
なし	15.2	12.0	16.2	13.3	16.7
あり	29.7	25.5	32.3	25.8	33.2

(出典)Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung, Kein Interesse an Politik, p476 より筆者作成。

第 3 節 社会的排除を受けやすい層

社会的排除を、経済的・社会的・政治的な指標により多角的に、そして 2003 年から 2011 年におけるその過程の変化を考察してきた。ここでは、これら各側面の統計の分析を基に、まず、2003 年から 2011 年に起こった変化を明らかにする。次に、慢性的にどのような層が社会的排除を受けやすいのかを明らかにしていく。

(1)2003年から2011年に起こった変化

2003年から2011年にかけて、少しずつではあるものの全体的に相対的貧困率は上昇の傾向にあることがわかる。さらに、2003年から2011年の間に「1人親世帯」と「失業者」の相対的貧困率が、他の層と比較して大幅に上昇したことがわかる。

(2)社会的排除を受けやすい層

第3節の(2)から(7)を通して、様々な区分を比較しながら、それぞれの指標における特徴を分析してきた。(2)では、相対的貧困率によって分析し、「女性」、「東部ドイツ」、「17歳以下、18歳から24歳まで」、「1人暮らし、1人親世帯」、「失業者」が貧困に陥りやすいことを明らかにした。(3)では、物質的剥奪の統計を用い、「女性」「18歳まで、18歳~24歳」、「1人暮らし、1人親世帯」、「失業者」、「低学歴」が物質的剥奪を受けやすいことを明らかにした。(4)では、ワーキングプアの統計を分析した。「18歳から24歳まで」「女性」「パートタイム」の割合が高かった。(5)では、社会的コンタクトの少なさの統計を分析し、「男性」、「75歳以上」、「低学歴」、「貧困リスクあり」の層で割合が高いことが判明した。(6)では、団体活動と市民活動への積極的な参加度を分析した。団体活動についても市民活動についても、割合が低かったのは、「所得水準の悪い層」であった。(7)では、政治への無関心の割合を分析した。「女性」、「18歳から29歳まで」、「低学歴」、「移民の背景あり」、「貧困のリスクあり」、の層で割合が高くなっていた。

以上をまとめると、「女性」「若年層」「東部ドイツ」「1人親世帯」「移民」「低学歴層」「失業者」「貧困層」が、社会的に陥りやすい層であるといえる。

次章では、2003年から2011年に起こった変化の原因、「女性」「若年層(24歳以下)」「東ドイツ」「1人親世帯」「移民」「低学歴層」「失業者」が、社会的排除に陥りやすい原因を、それぞれが置かれた社会的状況、労働市場における状況、教育における状況を分析し、明らかにしていく。

特定された層ごとに、ハartz改革後どのような社会の制度に組み込まれ、改革の影響を受けているのかということ进行分析する。最後に、各層に共通する問題点を指摘し、その問題点がどのようにドイツの教育制度と関連しているのかということ明らかにしていく。

第3章

社会的背景・労働市場から見る

各層の社会的排除

本章ではまず、第2章で言及した2003年から2011年に起こった変化の原因を、ハルツ改革の視点から明らかにする。そして、その変化を念頭に置きながら、「女性」「若年層(24歳以下)」「東部ドイツ」「1人親世帯」「移民」「低学歴層」「失業者」が、社会的排除に陥りやすい原因を、各層の抱える社会的背景を検証した上で、労働市場における状況から明らかにする。

第1節 2003年から11年にかけて起こった変化—ハルツIV、ミニ・ジョブ

(1)変化の背景

2003年から2011年にかけて起こった変化とは、少しずつではあるものの全体的に相対的貧困率は上昇していること、そして「1人親世帯」と「失業者」の相対的貧困率が、他の層と比較して大幅に上昇したことである。この背景には、2003年から行われたハルツ改革、特にハルツII法によるミニ・ジョブの導入と、ハルツIV法の社会扶助と失業扶助の統合による失業手当IIの創設があると考えられる。「失業者」に関しては、これまでの失業手当の制度が改革によって変更され、失業手当の枠すらから排除されている可能性が推測できる。また、「1人親世帯」に関しては、「失業者」に当てはまる点と同じく失業手当の仕組みから排除され、「就業者」に関しても低賃金労働に従事している可能性が考えられる。まず、改革によって失業手当の仕組みがどのように変化しているか、それによって労働市場の構造がどのように変化したかを概観する。そしてそのような労働市場の構造の下、増加するミニ・ジョブについて現状を追っていく。

(2)労働市場の二分化

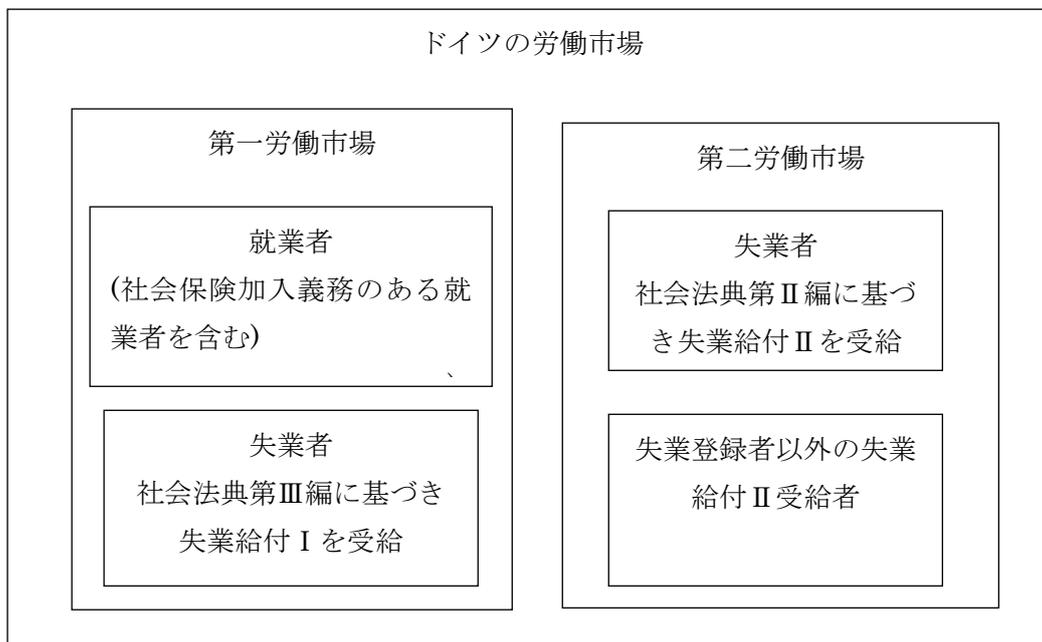
・ハルツIV—求職者のための基礎保障制度

2005年1月1日の社会法典第II編(求職者のための基礎保障制度)の導入により、ドイツの労働市場は構造上2つに区分されることとなった。すなわち、第1章で言及した「ハルツIV法導入」のことである。1つは、約4000万人の労働者が働く通常の労働市場(第一労働市場)である。このうち約2700万人が社会保険加入義務のある仕事に従事しており、残りの約1300万人は、社会保険加入義務のない仕事(低賃金労働や短期間労働)に従事する労働者や自営業者である。この労働市場で失業する者は、社会法典第III編(雇用促進、以下SGB III)に規定された失業保険から失業保険Iを受給する。

もう一つは、失業Iの受給期間を終了した長期失業者など、就労能力のある生活困窮者を対象とした「求職者のための基礎保障制度」の管轄する分野(第二労働市場)である。これらの人々は、社会法第II編に規定された失業給付IIを受給する³⁵(図3-1を参照)。

³⁵大島、前掲書、p.11。

図 3-1 ドイツ労働市場の構造



(出典)労働政策研究報告書 No.69, 「ドイツにおける労働市場改革」,p11 より抜粋。

・失業手当Ⅱ受給者と就業可能性

失業給付Ⅱの受給資格者は、15歳以上65歳未満で、自力では生計を満たすことができず、第三者から援助を得られない、就労能力(一日3時間労働可能)のある者(要扶助者)である。通常給付の支給額は、東西ドイツともに月額345ユーロ(単身の世帯主)となっている。失業給付Ⅱ受給者ととも生活する就労能力のない65歳未満の者は、社会手当(失業給付Ⅱの通常給付の60%あるいは80%)を受給できる。このほかに家賃や暖房にかかる費用の支給も認められる。

失業給付Ⅱを規定した基本理念は「支援と要請」の原則であり、要扶助者に対し速やかに適切な職業紹介を行うことを目標としている。雇用エージェンシーと要扶助者は、就労に向けて、給付内容やサービスについて統合契約(期間6カ月間)を締結する。失業給付Ⅱ受給者には社会法典第Ⅲ編に基づく雇用促進策への参加資格が与えられ、必要な助言、職業紹介、雇用促進措置を受けることができる。特に25歳未満の者には、遅延なく実習、職業訓練、職業紹介、就職の機会が与えられなければならないとしている。正当な理由なしに紹介された仕事を断った場合には、失業給付Ⅱの減額などの制裁措置が課される。

適切な仕事が見つからない受給者に対しては、自治体や福祉団体における公益にかかわる追加的な仕事として就労機会(1ユーロ・ジョブ)の提供が義務づけられている。1ユーロ・ジョブは、失業給付Ⅱを受給しながら、時給1~2ユーロの公益に関わる追加的な仕事に従事するものである。就労能力のない要扶助者に対しては、社会法典第ⅩⅡ編に基づく社会扶助

が支給される。通常給付の支給額は、失業給付Ⅱと同じ月額 345 ユーロである。³⁶さらに、従来社会扶助に限って適用されていた期待可能性の基準を、求職者全般に拡大した。しかも、法的には、期待可能でないことの立証は要扶助側にあり、それができない場合には、制裁が予定されている³⁷。

この期待可能性の基準が大幅に緩和されたことで、適職紹介を受けられない機会が増え、労働者保護になじまない結果を生じるおそれがある。

2006年8月1日に施行された「ハルツ第Ⅳ法最適化法」によって、さらに受給者の受給要件が厳格化された。増大する失業給付を抑制するためである。2007年1月1日以降、失業給付Ⅱ受給者が受容可能な労働の受け入れや統合協定の締結を拒否した場合、基本給付の最初の引き下げ(30%)が行われることになった。1年間のうちに2度目の義務違反があれば60%削減され、3回目の義務違反で住居費や暖房費を含むすべての給付請求権を失う。25歳未満の若年者は、1年間に2度目の義務違反があれば完全に給付請求権を失う。

失業給付Ⅱは、配偶者などのパートナーにも十分な収入がない場合にのみ支給される。これまで疑似婚姻関係による不正受給の証明責任は国の側にあったが、同法案は、証明責任を申請者の側に課した。疑似婚姻関係とは、パートナーが1年以上同棲し、もう一方のパートナーの所得や資産を使えて、共通の子供を持つ、共通の子供ないし家族の世話をしている場合をいう。この規定は同姓のパートナーにも適用される。

さらに、受給資格のない者の不正受給を防止するため、申請者のチェック手続きが厳格化された。非開示の資産を調べる目的で、他の公的機関との情報交換が行われる³⁸。

このように、失業手当Ⅱを受給するためには、求職をしていることが条件となる。さらに受給基準も厳しくなった。稼働能力があるにもかかわらず求職をしなかったり、仕事を提供されても拒否したりする者は、失業手当Ⅱを受け取ることができないだけでなく、失業者が従来受給できていた社会扶助も受け取ることができないために、さらなる貧困に陥る可能性が高い。このために、失業者の相対的貧困率がハルツ改革以前と比べて上昇していることが推測できる。また、失業手当Ⅱを受給する人々が従事する仕事とは、いわゆるミニ・ジョブをはじめとする僅少労働であることが多い。それでは、この「ミニ・ジョブ」とはいかなる労働なのであろうか。

(3)ミニ・ジョブとは

2003年4月1日に『労働市場政策現代化法第Ⅱ法』(ハルツⅡ法)により短時間労働者(改正前は週15時間未満の就労を対象)の社会保険料が改定され、労働者負担分の社会保険料を

³⁶大島秀之他「ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障」、『労働政策研究報告書』、No.84、2007、p.19

³⁷野川忍他「ドイツにおける労働市場改革」、『労働政策研究報告書』、No.69、2006、p.46

³⁸大島他、同上、p.27-28。

引き下げたミニ／ミディジョブが導入された。そのもととなった改正前の僅少雇用(geringfügige Beschäftigung)の制度は、その上限とする賃金額をもとに、ドイツマルク時代には 630 マルク労働、その後は 325 ユーロ労働と呼ばれていたものである。ミニ・ジョブの形態をとる僅少賃金雇用とは、報酬が月額 400 ユーロを超えないものをいう。社会保険義務のある本業の他、400 ユーロまでの副業に従事する就業者は、副業部分の社会保険料・税の支払いを免除される。その代わりに、使用者は僅少賃金就労に対して 30%の定率社会保険料を支払う。1999 年に導入された副業の納税・社会保険加入義務はここで再び廃止された。ミニ・ジョブの報酬上限を 325 ユーロから 400 ユーロに引き上げた代わりに、週労働時間の制限(上限 15 時間)を解除し、時給の下限を事実上廃止した。このために、以降、この雇用形態は急速に拡大した。

2011 年 12 月時点でミニジョブ労働者は計 750 万人と、前年比較で 12 万人増加し、2003 年のハartz 改革以降と比較すると約 200 万人増加している。このうち、ミニジョブの専業従事者は 490 万人で、本業のほかに税負担のない副業としてミニジョブに従事する者は 260 万人であった³⁹。

ミニ・ジョブの形態で報酬が 400~800 ユーロの間のミディ・ジョブは労働者が割引にされる社会保険料を支払う段階的ゾーンとなっている。これまでは僅少限度を超える場合に満額の保険料義務が課せられることが、ミニ・ジョブから社会保険義務のある雇用への移行を妨げていた。労働者の社会保険料は 400 ユーロを超える場合は 16.60 ユーロ(これまでは 66.50 ユーロ)となり、800 ユーロで初めて満額になる⁴⁰。

メルケル首相率いる中道右派連立政権は 9 月 19 日、ミニ・ジョブの上限額を現行の月額 400 ユーロから 450 ユーロに引き上げることを閣議決定した。現在、連邦議会において法案審議中で、早ければ 2013 年 1 月 1 日からの実施が見込まれている。

今回の主な引き上げ理由として、「過去 10 年間にミニ・ジョブの上限額は一度も引き上げられたことがなく、インフレ調整の観点からも 450 ユーロに引き上げるのが妥当なため」と政府は説明している。同時に、400~800 ユーロの月額報酬に応じて労働者にも段階的に社会保険負担が発生する「ミディ・ジョブ(累進ゾーン)」も 450~850 ユーロに引き上げられる見込みである。

地元紙の報道によると、連邦労働社会省が策定した草案から、今回の引き上げによる社会保険料収入と税収減少によって発生する国家コストは、最大 3 億ユーロと見積もられて

³⁹労働政策研究・研修機構、海外労働事情・ドイツ、「ミニジョブ、報酬上限額の引き上げを閣議決定—月額 400 ユーロから 450 ユーロへ」、2012.11

http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_11/german_02.htm

⁴⁰大島秀之他「ドイツ・フランスの労働・雇用政策と社会保障」、『労働政策研究報告書』、No.84、p60。

いる⁴¹。

(4) ミニ・ジョブの社会政策上、雇用政策上の問題点

・社会政策上の問題点—社会保険料収入の減少

結果的に、ドイツの僅少労働は大幅に増加した。しかし、これは、以前の社会保険義務のある雇用関係がミニ・ジョブに置き換わったにすぎない。同時にこの労働力の移動が社会保険料収入を大幅に落ち込ませることになった。ミニ・ジョブでは、400ユーロの収入を上限として、社会保険料・税の支払いを免除されるからである。

さらに、ミニ・ジョブ従事者は通常の労働者に比べてより不安定な立場に置かれている。ミニ・ジョブ従事者は失業保険が除外され、公的年金保険の負担は最低の年金請求権のみ課される。また、家族の保険や、あるいは別に存在する強制的な保険(年金生活者、学生、失業者対象)、任意の保険(自営業者対象)にカバーされているということから、健康保険に関して固有の請求権はない。

副業としてのミニ・ジョブ従事者や、学生(または生徒)、年金生活者にとっては比較的問題は少ない。しかし、ミニ・ジョブ専業者のほとんどは、老齢、失業、疾病に関して、国家(たとえば次節でも扱う基礎保障制度による給付)、あるいは収入のある配偶者に依存したままとなる⁴²。

・雇用政策上の問題点—低賃金労働者の増加・上乘せ受給者の問題

失業者の労働市場への統合、とくに低・無資格の長期労働者をミニ/ミディ・ジョブの「橋渡し/参加機能」によって統合する、といった当初のハルツ改革の目的に対し、結果として副業としてのミニ・ジョブ従事者が多くなってしまっている。これに加えて、連邦雇用エージェンシー(BA)の2004年のミニ・ジョブ従事者についての分析によれば、①女性の割合が68.1%に達する②若年者(15~24歳)が19.1%、高年齢者(55歳以上)が29%と一般の年齢別就業形態に比べ明らかに多い—ことから、その担い手の多くが家計の補助、あるいはいわゆる小遣い稼ぎなどを目的にしていることが分かる。失業給付Ⅱ受給者は、例外なく長期失業者であり、その多くが職業教育を受けていない無資格者や低資格者である。これらの人々の職業仲介は非常に難しく、とりわけ第一労働市場への参入は困難となっている。

これに対し、失業者にとっては、ミニ・ジョブは「職に就くと同時に現在の状態を脱するための、現実的な可能性」とはならない。また、ミニ・ジョブを経て一般的な雇用へと

⁴¹労働政策研究・研修機構、海外労働事情・ドイツ、「ミニジョブ、報酬上限額の引き上げを閣議決定—月額400ユーロから450ユーロへ」、2012.11

http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_11/german_02.htm

⁴²吉田、前掲書、p.63。

移行する可能性も少ない。また、ミニ・ジョブ従事者が就業している業種(小売、クリーニング、飲食、健康・保健業など)では低・無資格者と女性が多く、社会保健加入義務のあるパートタイマー雇用は限られており、ミニ・ジョブからの転換の機会は限られている。

このように、失業者にとって、あるいはミニ・ジョブ専業で生計を立てている人にとって、社会保健義務のある雇用へのアクセスは難しくなっている。それに加えて、ミニ・ジョブの賃金水準の絶対的な低さも問題となる。すでに指摘した社会政策上の問題点に加え、雇用政策上も、低賃金労働の 1 カテゴリーとしてのミニ・ジョブに固定されうる効果があることは問題である⁴³。

そのうえ、ミニ・ジョブは雇用の安定度も低い。社会保健義務のある雇用では、西独地域の経済全体における年間の変動率は 29%以内に収まっている。しかしミニ・ジョブ従事者では、この数字が 63%と 2 倍以上に達する。すなわち、社会保険義務のある雇用では、3 割弱の人が「1 年以内に新しい職に就くか、あるいは再びそれを辞めている」のに対し、ミニ・ジョブ従事者においては、その割合が 3 分の 2 に達するということである。社会保険義務のある雇用のチャンスは減少し、政策目的上の最重要ターゲットである失業者、あるいは低・無資格労働者の雇用・就業状態改善のための貢献度は低い⁴⁴。

このように、社会保険義務のある第一労働市場と、第二労働市場の二極化が進み、第二市場の僅少労働を中心とする低賃金労働者が固定化される可能性が高まっているのである。

ハartz改革のよって起こった労働市場の変化、それに伴う「失業者」「僅少労働従事者」の状況が明らかになった。それでは、社会的排除を受けやすい層が、それぞれどのような背景を持ち、労働市場においてどのような状況にいるかを分析していく。

第 2 節 女性

(1)社会的背景

- ・所得の格差、保守主義モデル

2012 年 10 月 4 日に連邦統計局が発表した 2010 年の賃金 2010 年の賃金統計によると、年齢、教育水準を問わず、男女間賃金格差が約 22%上回るという。職種別に見た男女の賃金格差は、エンジニアが 30%と最大で、大学などの学術分野で 28%、手工業で 25%、年齢別にみると、24 歳以下では格差は 2%とほんのわずかであるが、年齢が高くなるにつれてその差は顕著となり、55~64 歳では 28%と 4 分の 1 以上に開く⁴⁵。

EU 決定の下、提出が義務付けられている「貧困と社会的排除に抗するナショナルアクション

⁴³吉田、前掲書、 p61-63。

⁴⁴吉田、同上、 p63。

⁴⁵Doitsu News Digest、「比べてみよう！日本とドイツ、女性の社会進出」 2012.11.16

<http://www.newsdigest.de/newsde/news/featured/4636-942.html>

ョンプラン 2008-2010(National Strategy Report Social Protection and Social Inclusion)」においても、男女間の所得の格差が指摘されている。それによると、1995年から2005年にかけて男女間の稼得格差は21%から23%に留まっており、それゆえドイツは他のEU諸国の中でも男女間の所得格差が最も大きい国の一つとなっている⁴⁶。

このように、男女間で比較した時に、「女性」が社会的排除を受けやすくなっている大きな原因として、所得の格差の問題が挙げられる。それでは、なぜ女性は男性よりも少ない所得しか得られない状況になっているのであろうか。

この原因の一つとして、ドイツにおいて、母親と父親が仕事と過程に割く時間のバランスと役割分担に対し、かなり「伝統的な」理想像が今も存続していることがある。この理想像では父親が一家の稼ぎ手であり、妻は専業主婦か、あるいは必要な場合であってもパートタイムで働くことが考えられる。

ドイツでは所得税制度により既婚女性は労働市場を退くことを促されている。ドイツの夫婦単位課税制度(Ehegattensplitting)では、夫婦のうち一方が高い所得を得、他方が無所得、あるいは低所得である夫婦に対して経済的に有利に働く。夫だけでなく妻もフルタイムの職に就いている場合、家庭全体の所得にかなり高い割合の税が課せられる。純所得の下がる場合すらある。一方、女性が働き続けようとしたところで、両親以外に子どもの世話をしてくれるところがないため不可能となる場合が多い⁴⁷。

エスピン・アンデルセンはこのようなタイプの福祉国家を「保守主義モデル」と呼んでいる。彼は、福祉国家を三つの類型に分けた。「自由主義モデル」、「保守主義モデル」、「社会民主主義モデル」である。社会民主主義モデルでは、人々は失業や病気などによって仕事から離れても、各種の所得保障によって自らの生を維持することができる。すなわち、労働市場の原理から、部分的であれ脱却することができる。福祉国家のこうした作用を、「脱商品化」と呼んだ。

また、とくに女性の場合、介護や育児に関するサービスを利用して就労し、自前の収入源をもつことができれば、いわゆる被扶養者として男性稼得者に依存することが少なくなる。福祉国家のこうした効果を、「脱家族化」と呼んだ。さらに、社会的平等をスローガンにしている労働運動は、各種の所得保障の中で大きな格差が生じることを嫌った。エスピン・アンデルセンが取り上げた最後の指標である「階層化」について見ると、社会民主主義モデルでは階層間の平等化が進んでいる⁴⁸。

「保守主義モデル」における福祉国家の状況は異なってくる。キリスト教民主主義、とくにカトリックを中心とする保守主義勢力は、しばしば社会民主主義勢力と競合しながら

⁴⁶ European Commission, “National Strategy Report Social Protection and Social Inclusion 2008-2010”, 2008.7.30, p.9

⁴⁸ 新川敏光他『比較政治経済学』、有斐閣、2004、p.187。

福祉国家形成を進めたこともあって、各種の所得保障については高い水準の支出を行う場合が多かった。すなわち「脱商品化」を進行させた。しかし、カトリックにおいては伝統的家族を重視し、また、上位の団体はあくまで下位の団体を補完するという補完性原理が強固である。したがって所得保障は、主に男性稼得者に対して行われ、女性はあくまで男性稼得者が率いる家族の構成員である限りにおいてその恩恵を受ける、というかたちがとられた。そのために「脱家族化」は進まなかった。さらに「階層化」について言えば、社会保障制度は職域ごとに分かれた社会保険が中心で、国家公務員が優遇されるなど、その間の格差も大きかった⁴⁹。

ドイツはこのような「保守主義モデル」の典型であり、男性が所得を稼ぎ、女性が家庭の仕事を支える仕組みが続いており、今もその形は続いている。そのため、女性の就業率は低くなるか、就業時間が短くなり、女性の所得は必然的に低くなっているのである。

(2)労働市場の状況

男女間に所得格差があることが明らかになったが、それに大きく関わってくるのが労働市場における女性の状況である。連邦統計局によると、2011年男性の就業者のうちフルタイムで働く人が全体の94%、パートタイムで働く人が6%であるのに対して、女性の就業者では、フルタイムで働く人64%、パートタイムで働く人が36%となっている。つまり、男性就業者はほとんどがフルタイムで働いているのに対して、女性では3分の1以上がパートタイムで働いているのである。

さらに、男女間の労働市場における状況の違いは就業時間の違いだけではない。就業形態においても存在する。連邦統計局によれば、正規労働とは、(1)フルタイム就労者または週労20時間以上のパートタイム就労(2)期間の定めのない雇用契約関係(3)社会保険制度の適用を受ける(4)直接の雇用関係——を特徴とする。これに対し非正規労働とは、(1)期間の定めのある雇用関係(2)週20時間未満のパートタイム労働(3)派遣労働(4)僅少労働——を指す。⁵⁰連邦統計局の統計では、2011年男性では74%が正規労働に従事し、12%が非正規労働、14%が社会保険に入らない自営業である。それに対して、女性では、58%が正規労働に従事し、34%が非正規労働、8%が自営業である。つまり、女性就業者の42%が非正規雇用または社会保険に属さない自営業に従事しているのである。それは男性の26%のおよそ1.5倍にもなる⁵¹。低賃金労働は男性が15.8%であったのに対し、女性では26.5%に上った⁵²。

⁴⁹新川、同上、p187。

⁵⁰労働政策研究・研修機構、海外労働事情・ドイツ、「過去10年間に非正規労働者比率が25.5%に上昇—連邦統計局調査」、2008.11

http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2008_11/german_02.htm

⁵¹ Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2012 Deutschland und Internationales 2012, 2012, p352

これらの統計から、女性は労働市場において、男性と比較してパートタイムが多く、醜状形態としては非正規雇用やミニ・ジョブ等の不安定な労働に従事することが多いという傾向が見いだせる。この労働状況における男女間の格差が、男女間の所得格差を生み出していると言えるだろう。ナショナル・アクションプランも、男女間の平均所得の格差が、構造的な違いに起因しており、女性は低賃金労働のセクターや小さな下請で働いていることが多く、管理職のポジションについていることが少ないことを指摘している⁵³。

第3節 若年層

(1)社会的背景

若年層は、第二章の統計の基準と同じく、「24歳以下の層」と定義する。しかし、24歳以上といっても、年齢によって、その社会的背景は大きく異なる。そこで「24歳以下の層」をさらに、職業教育または、就業し始める「18~24歳の年齢層」と、「16歳未満の子どもの層」に分類する。

まず、18歳~24歳までの層が、社会的排除に陥りやすい背景としては、3点挙げられる。第一には、教育期間(職業教育期間を含む)の延長により、労働市場への到達、つまり稼得所得の達成の時期が遅れたことがいえる。第二には、多くの場合、若年層の労働者は、過酷な雇用関係あるいは低賃金の実習生という身分によることがある。第三には、若い世代において、シングル世代およびひとり親世帯が増加していることがある。

さらに、24歳以下の貧困リスクの上昇に寄与しているその要因となっているのが、子供(16歳未満)の層である。3人の子どもがいる世帯の貧困率は22%、4人以上の子どもがいる世帯では、36%に達した⁵⁴。

(2)労働市場における状況

2011年の就業率は、15歳から20歳が27.4%、20歳から25歳が65.2%の就業率となっている。やはり15歳から20歳にかけては、教育を受けている時期であることもあり、就業率が他の世代と比べて極端に低くなっている。

⁵²Statistisches Bundesamt, „AnteilBeschäftigtermitNiedriglohn2010“, https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/Indikatoren/QualitaetArbeit/_Grafik/2_1_Niedriglohnquote.png?__blob=poster

⁵³ European Commission, “National Strategy Report, Social Protection and Social Inclusion 2008-2010”, 2012.7.30, p9

⁵⁴嵯峨嘉子「ドイツにおける貧困の現状と対策の課題」、国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』(貧困への視座と対策のフロンティア)、p.33-34。

失業率に関しては、2011年は15歳から20歳が9.8%、20歳から8.9%であった。全体の合計の6.0%、15歳から65歳までの5.9%と比較すると3~4%も高い数値となっている。よって求職している若い世代にとって失業のリスクが高くなっていると言えるだろう⁵⁵。

就業形態についてはどうなっているのだろうか。若年雇用労働者全体に占める非正規就労比率は39.2%に及んだのに対し、その他の年齢層では26.6%~22.4%の幅におさまった。非正規就労比率が最も低いのは、年金受給年齢前の45-55歳層(22.4%)だった。過去10年の上昇率をみても若年層の非正規就業の増加は顕著で、1997年より19.7ポイント増となった。これに対し、他の年齢層の上昇率はいずれも10%を下回った。若年層の非正規就労の内訳をみると、派遣労働契約の増加が顕著となっている⁵⁶。

2006年には、全体の20%と比較して、15歳から25歳までの層では51.9%が低賃金労働に従事し、その中で僅少労働に従事している層では86.0%が低賃金労働であった⁵⁷。2010年には15歳から24歳までの層で51.3%が低賃金労働であった。

第4節 東部ドイツ

(1)社会的背景

ドイツでは、1990年10月の東西ドイツ統一以降、旧西独地域(西部ドイツ)と旧東地域(東部ドイツ)の東西格差が深刻な問題となり、東部ドイツに対する格差解消のための様々な地域経済振興策が実施されてきた。

ドイツ政府は、現在も東部ドイツの経済開発を推進するための投資促進や経済構造改善プログラムの実施に積極的に取り組んでいる。再統一時の東部ドイツの経済は、工業設備が時代遅れで疲弊しており、これを再建するためには長期に渡る努力が必要とされた。このため、ドイツ政府および州政府の拠出によりドイツ統一基金が創設され、90年から94年の間に、西部から東部に対し822億ユーロの交付金が支給された。そのうち40%は地方自治体の財政支援に割り当てられた。再統一以降の地域振興政策により、東部ドイツのインフラ整備が進み、東西格差も徐々に縮小してきてはいる⁵⁸。

⁵⁵ Statistisches Bundesamt, „Statistisches Jahrbuch 2012 Deutschland und Internationales“, 2012, p354,355.

⁵⁶労働政策研究・研修機構、海外労働事情・ドイツ、「過去10年間に非正規労働者比率が25.5%に上昇—連邦統計局調査」、2008.11

http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2008_11/german_02.htm

⁵⁷ Statistisches Bundesamt, „Auszug aus dem Datenreport 2011“, „Beschäftigte mit Niedriglohn 2006“, 2011, p124

⁵⁸労働政策研究・研修機構、海外労働事情・ドイツ、「東部ドイツの再建と地域経済振興策」、2007.1、http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2007_1/german_01.htm

(2)労働市場における状況

しかし、失業率については、依然として東部ドイツと西部ドイツの間に 2 倍近い格差が存在する。06 年 11 月の失業率は、西部ドイツの 8.0%に対して東部ドイツは 15.5%であった。統一後 16 年が経過した今日でも依然として大きな東西格差が存在する。

2006 年 11 月の失業登録者約 399 万 5000 人のうち、社会法典第Ⅲ編に基づく失業給付Ⅰ（失業保険に基づく通常の失業手当）を受給する者は約 138 万 9000 人であった。このうち全人口の 2 割を占める東部ドイツの失業者が 41 万 9000 人と全体の 3 割を占めた。社会法典第Ⅱ編に基づく失業給付Ⅱ（失業給付Ⅰの受給期間が終了した就労能力のある生活困窮者に対して税財源から支給）を受給する失業者は 261 万人。このうちの 35%（90 万人）が東部ドイツの失業者であった⁵⁹。

2006 年には、34.9%が低賃金労働に従事していた。西ドイツ地域では、17.2%であった。また、非典型労働に従事している人々の 63.5%、僅少労働に従事している人々の 91.0%が低賃金労働であった⁶⁰。また、2010 年には、西ドイツで 18.0%であった低賃金層の割合が、東ドイツにおいては 38.8%であった。

第 5 節 1 人親世帯

(1)社会的背景

Mikrozensus の統計によると、ドイツにおける 1 人親の父親と母親の数は年々上昇している。2009 年には、合計で 260 万人の 1 人親がおり、そのうち 59%は未成年の子供を持っている。その数は 10 年前と比べると約 12%も増加している。

1 人親世帯について、Mikrozensus は、結婚または生活のパートナーがいない、未婚の子供と家庭で暮らしている、すべての母親と父親の数を集計している。未婚とは法律上子供を育てる意思のある人のことを意味する。

最も多いのは、離婚の結果 1 人親になる母親と父親のケースである。2009 年には 1 人親の、女性では 41%、男性では 49%が離婚していた。続いてのケースが、未婚の女性で 37%となっている。次に続くのが結婚しているが別居している、そして未亡人のケースが 16%となっている。

1 人親の女性に関しては、2009 年では 10 人のうち 9 人が女性であった。10 人のうち 1 人だけが父親の 1 人親世帯であった。1999 年から、1 人親の父親は減少を見せている。

⁵⁹労働政策研究・研修機構、海外労働事情・ドイツ、「東部ドイツの再建と地域経済振興策」、2007.1、http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2007_1/german_01.htm

⁶⁰ Statistisches Bundesamt, Daten report Deutschland 2011, „Auszug aus dem Datenreport 2011“, p.124, „Beschäftigte mit Niedriglohn 2006“

2009年には、36%の1人親の父親が15歳から17歳までの年齢の子供を育てていた。1人親の母親は、この年齢の子供を比較的あまり世話をしないことが明らかになっている。1人親の母親は、さらに若い子供に責任を負っていた。31%の1人親の母親が6歳以下の託児所や学齢前の教育施設に通う子供と暮らしていた。1人親の父親では、11%しかこれらの年齢の子供を育てていない。1人親の母親では、15%が3歳以下の子供を、16%が3歳から5歳までの子供を育てていた⁶¹。

(2)労働市場における状況

一人親の約9割が女性であることが明らかになった。それにより、労働市場における状況も、女性と同じような状況であることが推測される。よってここでは1人親の母親に関する統計を見ていく。

2008年の統計では、パートナーのいる母親が51.7%が自分で働いているのに対し、57.3%の1人親が働いていた。また、パートナーのいる母親は5.6%が失業手当Ⅰ、もしくは失業手当Ⅱを受給しているのに対し、一人親の母親では30.6%であった。扶養にはいつている割合では、パートナーがいる人では37.0%であったのに対し、一人親の母親では、3.9%であった。つまり、パートナーがいる母親は夫の扶養に入ることができるのに対し、一人親の母親は、自分で働きながらも、失業手当などに頼る人々が多いことが推測できる⁶²。

第6節 移民

(1)社会的背景

Statistisches Bundesamtによると、2011年のドイツの人口は8183万人、そのうち外国人は694万人となっている。1000人あたりの外国人は84.7人となっている。外国人の中で最も多いのがトルコ人で160万人を占めている。続いて、イタリアの52万人、ポーランドが47万人となっている⁶³。

⁶¹ Statistisches Bundesamt, Daten report Deutschland 2011, „Auszug aus dem Datenreport 2011“, ‚Kapital 2 Familie Lebensformen und Kinder‘, 2011, p.28-29

⁶²Antje Asmus, „Alleinerziehende in Deutschland“, Berlin-Institut, 2011.9,
<http://www.berlin-institut.org/?id=817>

⁶³

Statistisches Bundesamt, „Ausländische Bevölkerung am 31.12.2011“, 2011.12.31
<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/MigrationIntegration/AuslaendischeBevolkerung/Tabellen/Bundeslaender.html>
Statistisches Bundesamt, „Ausländische Bevölkerung am 31.12. 2011 nach Familienstand und ausgewählten Staatsangehörigkeiten“, 2011.12.31,
<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/MigrationIntegr>

移民の中でも、ドイツでは移民の中で最大のグループである、トルコ住民統合が特にうまくいっていない。その背景にはいくつかの原因がある。その一つは、ドイツ国籍取得者の少なさである。国籍取得とは EU 加盟国以外の出身者には法的平等の前の前提条件を意味し、また同時に、ドイツの国籍を取得することはドイツへの統合意思を示唆する。こうした国籍取得を行ったものが、長期滞在者が多いにもかかわらず、これまで 32%に過ぎない。また、2つの文化間の結婚はドイツ系と非ドイツ系の接近の度合いを示すが、トルコ系住民の場合、他のグループを引き離して 5%と極端に少なく、この低い割合には均等出身の背景を持つ移民(18%)と同様、イスラム教信仰が1つの理由である可能性が指摘されている⁶⁴。

移民統合はドイツにおいて長年の問題であり、そのための政策がとられてきた。2005年には、移住法(Zuwanderungsgesetz)によって、言語・教育、福祉相談、職業的社会的包摂等、移民の抱える多様な困難への対応が定められるとともに、07年の雇用促進法改正によって、一定期間以上ドイツに居住し永住意志をもつ移民の労働市場への統合が促された。とりわけ若年移民に対する修学・職業訓練は重要課題とされ、ケースマネジメントの導入によって入国後早期に支援プログラムの策定と投入を行う必要があるとされている⁶⁵。

また、ドイツでは長年に渡り、移民がいるため、第二世代、第三世代、さらに移民の背景を持つ者を含めると、2010年では国民の19.3%が移民の背景を持っている⁶⁶。つまり国民の約5分の1が移民の背景を持つのである。移民に関する統計では、この移民の背景を持つ者と持たない者を区別して、集計しているものが多い。

(2)労働市場における状況

2009年の連邦雇用局の統計によると、ドイツ人男性は7.7%が、ドイツ女性は7.2%の失業率であったのに対し、外国人男性は15.7%、外国人女性では17.8%であり、外国人の失業率はドイツ人の2倍以上であった⁶⁷。

また、僅少労働に関する統計からも、移民の背景を持つ者と持たない者の間には大きな差があることがわかる。15歳から25歳の年齢層では、移民の背景を持たない男性が10.7%の割合であるのに対し、移民の背景を持つ男性では15.1%、移民の背景を持たない女

ation/AuslaendischeBevolkerung/Tabellen/Familienstand.html

⁶⁴ 高橋、前掲書、p80。

⁶⁵ 武田、前掲書、p97。

⁶⁶ Statistisches Bundesamts, „Auf einen Brick, Bevölkerung mit Migrationshintergrund“, <https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/Bevoelkerung.html>

⁶⁷ Katharina Seebaß/Manuel Siegert, „Working Paper 36-Migranten am Arbeitsmarkt in Deutschland,, , Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, 2011, p63

性では 15.8%、移民の背景を持つ女性では 20.9%にも上る。25 歳から 55 歳までの年齢層でも、移民の背景を持たない男性が 2.9%なのに対し移民の背景を持つ男性では 5.8%、移民の背景を持つ女性では 11.6%なのに対して移民の背景を持つ女性は 20.3%であった。55 歳から 66 歳では、移民の背景を持たない男性が 4.6%なのに対し移民の背景を持つ男性は 5.9%、移民の背景を持たない人女性が 14.9%なのに対し移民の背景を持つ女性は 18.5%となっていた。⁶⁸移民の背景を持つ人はいずれの世代でも持たない人に比べて、高い僅少労働の割合となっている。女性の割合が高い点も注目すべき点である。

このように、移民、また移民の背景を持つ人々は、一般のドイツ人と比べて、失業率が高く、僅少労働に属する割合も高くなっており、労働市場において不利な立場に置かれているといえる。

第 8 節 労働市場から生じる社会的排除

以上、ドイツ社会において社会的排除に陥りやすい「女性」、「若年層」、「東ドイツ」、「1人親」、「移民」の各層を、それぞれの社会的状況、労働市場における状況、教育における状況から検証してきた。

その検証から、すべての層に共通する問題を考察することができる。それは、どの層もドイツの労働市場においては、パートタイマーやミニジョブなどの僅少労働に従事している人々の割合が高いという点である。

⁶⁸ Katharina Seebaß/Manuel Siegert, "Working Paper 36-Migranten am Arbeitsmarkt in Deutschland,, , Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, 2011, p.52

第4章

教育と労働市場の関連性

第3章において、ドイツにおいて社会的排除を受けやすい層が、なぜそのような状況に置かれてしまうのかということ、それぞれの置かれた社会的背景、労働市場における状況、ハルツ改革の影響を明らかにしてきた。

本章においては、まずドイツの教育制度がどのような構造を持ち、その制度の持つ問題点を明らかにしていく。そこから、労働市場と、教育制度との関連性を分析していく。そして、そのドイツの教育制度の問題点に、ハルツ改革後の労働市場の変化によって、さらにどのような新たな問題がもたらされる可能性があるかを考察していく。

第1節ドイツの教育制度

まず、ドイツの教育制度の形態を概観していく。ドイツの教育制度の特徴として挙げることができるのが、「三分岐制度」と「デュアルシステム」である。

(1)三分岐制度

ドイツでは通常、満6歳～15歳までの9年間は義務教育である。そのうち前半の4年間は、グランドシューレ(Grundschule)を卒業した時点、10歳の段階で、社会に出るための選択をする点である。グランドシューレを卒業すると、三つの選択肢が用意されている。これが、ドイツの教育制度の仕組みの一つ、「三分岐制度」である。その三つの選択肢の一つ目は、基幹学校(Hauptschule)と呼ばれる学校である。11歳～15歳までの5年間の教育を受け、ここの卒業者は職人や専門労働者として就職する者がほとんどである。実科学校(Realschule)は、11歳～16歳までの6年間の教育を受け、ここを卒業すると、通常はサラリーマンとして就職するか、一部は職業専門学校または上級専門学校に進む。三つ目のギムナジウム(Gymnasium)は、大学に進学するコースである。ここでは、11～19歳までの9年間の教育を受け、卒業試験に合格すると大学入学資格(アビトゥーア Abitur)を得ることができる⁶⁹。(表4-1を参照)

⁶⁹白川一郎『日本のニート・世界のフリーター』、中央公論新社、2005、p87-88。

(2)デュアルシステム

二つ目の特徴として挙げられるのが「デュアルシステム」である。デュアル(二元的)システムの名称は、企業内訓練と職業学校での教育が平衡して行われることに由来する。デュアルシステムは、義務教育修了後、職業学校に通いながら、主に企業で職業訓練を受ける二元的なシステムである。ドイツの教育制度は伝統的に職業資格に重点を置く多様に分岐したシステムであり、教育の早い段階で、職業専門的な労働市場に移行させるための選別が行われてきた。労働市場への参入は、訓練課程の修了や対応する資格の取得を前提としている。ドイツの労働市場の特徴は、労働市場の二段階制にある。第一の労働市場は、職業訓練希望者が企業の選抜を受け訓練ポストを獲得する段階である。この時点では、学校修了資格のない者や成績の悪い者はかなり不利になる。第二の労働市場は、デュアルシステムに職業教育訓練を終え、修了試験に合格して、技能労働として実際に就職する段階である。このように、職業資格制度は、「デュアルシステム」と高等教育の2つの重要な制度から成り立っている。企業における職業訓練は、連邦レベルでその大綱的な内容が定められており、職業学校は各州の教育省が所管している。職業訓練生は、事業所と要請訓練契約を締結し、マイスターまたは有資格訓練員の指導を2~3.5年受ける。終了後に商工会議所や手工業会議所等が実施する修了試験に合格すると、技能労働者としての職業資格が得られる。職業訓練を受ける者は企業における訓練生であるとともに、職業学校の生徒である⁷⁰。

(3)デュアルシステムの危機論

このようにドイツの教育制度においては、教育の早い段階で、職業専門的な労働市場に移行させるための選別が行われ、各コースによってそれぞれの職業訓練がなされてきた。これによって、大学へ進学しなくても職業教育によって資格を得たり、企業内訓練を積んだりすることで労働市場への参入が可能となっていた。しかし、近年こうしたドイツの教育制度が労働市場に適応しないような状況になってきている。どのような点が問題になってきているのだろうか。

グライネルトは、つぎの8点を指摘している。①伝統的志望者のデュアルシステム訓練からの逃避、②ギムナジウム(Gymnasium)や高等教育の買い付け減少、③工業大経営の訓練席の大量削減、④中小経営の訓練生の補充困難と訓練の放棄、⑤デュアルシステム修了者、とくにアビトゥア(Abitur)取得者や、実科学校(Realschule)修了者の転職率の増大、⑥適正のない訓練生の増大と訓練中断者の増加、⑦職業学校の存在意義の危機と差し迫った教師不足、⑧コストの国家への依存度の増大、の8点である。

また、レンペルトは、次の6点を指摘している。①徒弟数が減少しているのに反して、

⁷⁰労働政策研究・研修機構、海外労働事情・ドイツ、「デュアルシステムと高等教育における職業教育」、2006.12、http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2006_12/german_01.htm。

アビトゥア取得者(ギムナジウム生)と大学生は増大していること、②基幹学校修了者が中級(実科学校)資格取得者、高等教育入学資格者から圧迫されていること、③工業大経営が訓練席提供から衰退しつつあること、④小規模経営にとって徒弟(=訓練生)を補充することが困難になっていること、したがって訓練を放棄する傾向にあること、⑥大企業の内部の訓練のセンター化・学校化、個別企業内訓練の共同経営訓練センターによる代用などにより、職業学校の価値低下が進行していること⁷¹。これらの指摘に共通しているのは、①学生の数の増加、②それに対して企業では企業内訓練の席を減らしていること、③職業学校の価値の低下である。

実際に、これらの指摘に当てはまる事態が起こっている。企業が提供する職業訓練ポスト数は1993年以降、訓練希望者数を下回っている。2005年10月から06年9月までに、連邦雇用エージェンシーに登録された職業訓練ポストの数は、前年同期を1万2000人(3%)下回る約45万9500人分であった。一方、職業訓練を希望する若者の数は、前年同期より2万2100人増加し、76万3100人となった。このうち36万5600人(48%)が9月30日までに訓練ポストに就いた。しかし、34万8000人(46%)は、訓練ポストを得ることができず、職業準備プログラム、若者のための初歩的企業研修、上級学校又は大学、兵役、社会福祉ボランティアなどの代替的なコースを選択した。応募者のうち9月30日までに進路が決まらなかった若者の数は、前年より9000人多い、4万9500人(6.5%)であった。⁷²これまでの教育制度が労働市場に適応しなくなる中、社会的排除を受けやすい「女性」「若年層」「1人親」「東部ドイツ」「移民」の層が、それぞれ教育制度においてどのような状況にあるかということ进行分析していく。

第2節 教育制度における状況

(1)女性

ドイツの教育においては、いまだに大きな男女間格差が存在する。ドイツ女性の平均的な教育レベルは男性よりも低く、女性の割合は教育レベルが上がるほど低くなる。2004年の統計を見ると、ドイツ女性の9%が大学・専門学校を卒業しているのに対し、ドイツ男性では15%と、女性の方が大学卒業者の割合が低くなっている。

ジェンダーによる差は、大学における学科の選択においても見られる。たとえば、獣医学では女性の割合が83.5%、語学や文化学では女性の割合が71%であり、これらの学部は「女性の領域」といえる。その一方で、工学部では、女性の割合が21%にとどまり、ここは「男性の領域」となっている。こうした教育における男女の差は、労働市場にお

⁷¹ 寺田盛紀『ドイツの職業教育・労働教育』、大学教育出版、2000、p181。

⁷² 労働政策研究・研修機構、海外労働事情・ドイツ、「デュアルシステムと高等教育における職業教育」、2006.12、http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2006_12/german_01.htm。

る格差につながっている⁷³。

教育における性差は次第に縮小して改善の方向に向かってはいるものの、特に高等教育においてはいまだに大きな男女間格差が存在しているといえる。

一方最近の研究では、教育環境をめぐる男女の性差に関して、女性の方がより有利な教育環境にあることが判明している。生徒の親の社会経済的地位から分類すると、最も恵まれた社会経済的地位にある家庭の場合、80%の女子がギムナジウムに進学しているのに対し、男子は49%にとどまっている。比較的恵まれた社会経済的地位にある家庭の娘たちはある家庭でも息子たちの場合はギムナジウムへの進学率が低いことがわかる⁷⁴。

(2)若年層

若年層、15歳から25歳においては、まだ就学段階にいる人の割合が67.7%、そのうち基幹学校が22.9%、実科学校が37.9%、専門職業学校・大学等の高学歴層が39.1%、どの学校も卒業していない人が3.4%であった。⁷⁵つまり、若年層においては、教育段階にいる者が多く、就労層が少ないといえる。

(3)東部ドイツ

2010年に、高学歴層が14.4%であった。西では13.5%、全体では14.2%であるからそれほど差はみられない。一方、中から下のレベルの教育がない割合は、東では9.0%であるのに対し、西では11.9%であった。職業教育がない割合は、西では16.7%、東では7.0%であった⁷⁶。西と比較すると教育水準は同程度か、むしろ高いといえるだろう。

(4)1人親世帯

労働市場と同様、1人親の9割が女性であるので、ここではシングルマザーを対象とする。2009年のMikrozensus統計では、シングルマザーの方がパートナーのいる母親よりも、やや低い教育水準となっていることが明らかになっている。シングルマザーで24%が低学歴に対して、普通の母親では18パーセントとなっている。中学歴ではほぼ差は見られないが、高学歴ではシングルマザーが18%なのに対して、普通の母親は22%と4%となっている。

⁷³アンドレア・ゲルマー／バーバラ・ホルツ「男女不平等とワーク・ライフ・バランス -- ドイツにおける社会変化と少子化問題」、ドイツ・日本研究所、2008、p.8-9。

⁷⁴黒田多美子「ドイツにおける教育改革をめぐる論議と現状—ハンブルクの事例から—」、『獨協大学ドイツ学研究』、No.62、p.173。

⁷⁵Statistisches Bundesamt, „Statistisches Jahrbuch 2012“, 2012, p78

⁷⁶ Sozialpolitik aktuell in Deutschland, „Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4 Armuts-und Reichtumsberichts der Bundesregierung“, p525,524,471.

つまり、シングルマザーは、普通の母親と比べて若干低学歴が多く、高学歴が少なくなっている。⁷⁷

また、1人親の母親の就業形態を学歴別にみると、教育と労働の関連性が見えてくる。2007年の統計で、学歴がない人では、78.8%が無職、20%が僅少労働、2%がパートタイムであった。基幹学校卒では、51%が無職、9%が僅少労働、26%がパートタイム、14%がフルタイムであった。中間の学歴では、34%が無職、9%が僅少労働、1%が教育、34%がパートタイム、23%がフルタイムであった。大学入学資格(Abitur)保持者では、24%が無職、7%が僅少労働、39%がパートタイム、24%がフルタイムであった。⁷⁸学歴が下がるほどに、無職の割合、僅少労働の割合、パートタイムの割合が上がり、フルタイムの正規雇用の割合は下がることがわかる。

(5)移民

教育水準は非常に低くなっている。2009年の統計では、義務教育のハウプトシューレを中退し、職業教育も受けていない者は30%に達し、大学入学資格を有しているのは14パーセントにすぎず、ともに最悪である。こうした人々には仕事や社会的承認が提供されにくい。平均して、教育水準は第1世代より第2世代のトルコ系の方が改善されているが、他の出身グループの第2世代より明らかに悪い。ところで、30%、14%という数字はドイツ国籍を取得したトルコ系移民と取得していないトルコ人の平均で、詳しく見ると、教育未修了者においてはドイツ国籍未取得のトルコ人の数値は取得者の2倍であり、大学入学資格取得者においては逆である。したがって、ドイツ国籍を持っていないトルコ人における事態がより深刻である⁷⁹。

また、学校内で移民の生徒の割合を示した部分を見ると全校生徒の半数以上が移民の子どもたちで占められている学校は、他の学校類型に比べて圧倒的に基幹学校に多い。2006年の統計では、移民の子どもたち(外国人)の41.7%が基幹学校の修了証を取得している。ドイツ人の場合は21.9%である。一方、大学への進学の前条件となる大学入学資格(アビトゥーア)を取得する生徒の割合はドイツ人の場合は28.6%でほぼ3人に1人取得しているのに対し、移民の子どもたちの場合は10人に1人(9.6%)も大学入学資格を取得できていない⁸⁰。

⁷⁷Statistisches Bundesamt, „Alleinerziehende in Deutschland-Ergebnisse des Mikrozensus 2009“, 2010.7.29, p.23.

⁷⁸ Monitor Familienforschung, „Alleinerziehende in Deutschland-Lebenssituation und Lebenswirklichkeiten von Müttern und Kindern“, Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, p18.

⁷⁹ 高橋、前掲書、 p.80。

⁸⁰ 黒田、前掲書、 p.176。

第3節 教育と労働市場の関連性

(1)すべての層に共通する問題点

ドイツ社会において社会的排除に陥りやすい「女性」、「若年層」、「東ドイツ」、「1人親」、「移民」の各層の教育における状況から検証してきた。

第三章でのこれらの層の労働市場における状況の分析から、社会的排除に陥りやすい層はパートタイマーやミニジョブなどの僅少労働に従事している人々の割合が高く、第二労働市場に属している割合が高いので、社会的排除を受けやすいということが判明した。一方、本章では、「女性」「東ドイツ」を除いて、基幹学校に進む低学歴層もしくは、学歴がない割合(中退率)が高いなど、教育の制度から排除されやすい状況にあるという点が明らかになった。「女性」に関しては、全体から見た場合、第3章で言及したように、男性優位の労働市場・雇用体系になっていることから、教育制度から労働市場へ参入する際に、男性より高い教育水準であっても労働市場にうまく適合していくことができていないと推測できる。しかし、女性の多い「1人親」の層で見ると、学歴が低くなるにつれ無職であったり、非正規雇用などの不安定な雇用の立場におかれたり、教育が労働市場に影響していることがわかる。「旧東ドイツ」に関しては、教育水準は西と比較して高くなるが、経済格差から雇用自体が少ないことが、労働市場において西より深刻な状態を招いており、経済的な部分に問題があると思われる。また、東ドイツの高学歴層は西へ労働力として流入している可能性も高い。

第3章の労働市場における各層の状況と、第四章の教育制度における各層の状況をまとめると、以下のような図になる。(図を参照)これらの結果からわかるのは、社会的排除を受けやすい層は、「労働市場」においても、そして「教育制度」からも排除を受けやすい立場にあるということである。もちろん、それぞれの層が、ジェンダーの問題、移民問題などそれぞれの社会的背景を抱え、そこから社会的排除の原因が起こっていることは十分に考慮に入れなければならない。しかし、社会的排除が起こる根本的な社会構造の原因がこの二つの連関によって起こっていると考えられる。(図4-2を参照)

(2)低学歴層の労働市場における状況

実際、低学歴層は労働市場においてどのような状況にいたのであろうか。低学歴労働者は非正規就労比率が高く、26.7% (1997年) から40% (2007年) へと上昇した。また、低賃金労働は2010年では高学歴層で1.7%であったのに対し、職業専門学校17.7%、無資格者では52.8%であった。

連邦統計局も「学歴が低いほど労働市場でのチャンスが著しく狭まる」として、失業と学歴にみられる相関関係を指摘した。EU諸国の中で、ドイツは低学歴層の失業率が高学歴

の失業率に比較して著しく高い国のグループに属している。2007年の連邦統計局の統計では、オランダでは失業率が、低学歴では4.0%、中程度の学歴では2.7%、高学歴では1.8%である。それに対して、ドイツでは、低学歴では17.7%、中程度の学歴では8.2%、高学歴では3.7%となっている。EU各国で高学歴者の失業率が低学歴者の失業率より低いという点は変わらないものの、ドイツの場合は西欧諸国の中では高学歴者の失業率と低学歴者の失業率の差が著しく大きいという特徴が認められる。ドイツの場合、学歴格差が労働市場でも大きな役割を果たしているということが考察されるのである。学歴の差が失業率に直結しているという点で、ドイツでは他国に比べて低学歴層が労働市場で一層不利な条件に置かれているといえる⁸¹。

それでは、労働市場からの排除の原因を生み出している、教育での格差はドイツの教育制度のどのような仕組みから発生してくるのであろうか。第二節では、その仕組みの原因を検証する。

⁸¹ 黒田、前掲書、p.169。

図 4-2 労働市場と教育制度の社会的排除に関する関係性

	女性	若年層	1人親	東ドイツ	移民
社会的状況	保守主義レジーム下、所得少ない	職業訓練期間または学生が多い。 子どもの貧困	シングルマザーの割合が高い	東西統一後からの地域的な経済的格差	統合に至っていない。→様々な制度における不利な状況
労働市場	パートタイム、ミニジョブ等の僅少労働、非正規雇用が多い。そもそも男性よりも就業率が低い。	非正規雇用が多い。職業訓練中。	女性が多いため、女性と同じような状況＝ミニジョブ等の僅少労働、非正規雇用が多い。	失業者が多い。女性の労働参加率は低い。パートタイムは少ない。	失業率が高い。就業していてもパートタイム、僅少労働、非正規雇用に従事する人が多い。
教育制度	男女間で格差があった。しかし最近では富裕層では男性より女性が高学歴の場合も。	職業訓練中、または学生のため非就業。	低学歴になるにつれてパートタイム、僅少労働等の非正規雇用が多い。	教育に関しては、西と同等もしくは、西よりも水準が高い。	低学歴層が多い。

第4節 教育の機会不均等をめぐる議論と教育格差の実態

(1)PISA ショック

ドイツでは2000年に行われたOECD(経済協力機構)の「生徒の学習到達速度調査」(PISA, Programme for International Student Assessment)で、OECD 諸国の平均を下回った。この2000年の調査でドイツは、参加32か国中、読解力が21位、数学的リテラシーと科学的リテラシーで20位であった⁸²。

この結果は、国民に大きな衝撃を与え、「PISA ショック」と呼ばれている。2009年の結果では、参加国65か国中、読解力が20位、数学的リテラシーが16位、科学的リテラシーが13位、であった。2000年と比較して少しずつ改善の余地が見られるものの、いまだにOECD 加盟国の中でトップクラスの国には入っていない。このPISA ショックを契機として、ドイツでは教育制度の改革に対する議論が盛んに行われるようになった。

⁸²文部科学省、OECD 生徒の学習到達速度調査(PISA)《2000年調査国際結果の要約》、
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index28.htm

(2)三分岐制の機会不均等

この PISA ショックで問題視されたのが「三分岐制の機会不均等」についてである。ドイツでは三分岐制の下、日本の小学校 4 年生の時点で将来の職業に合わせて進路を決め、それに見合った学校類型に進学することになるが、子どもたちはまだ自分たちの進路について明確な意思や見通しを持っていない。そこで教師と親が話し合っ、て、子どもの進路を決めることになるが、その際、最終的に決定権を持つのは親である。そのため、労働者の子どもは往々にして大学への進学コースであるギムナージウムへの進学を選択せず、出来るだけ早く手に職をつけるようにと基幹学校への進学を選択することとなる⁸³。

基幹学校からギムナージウムへの移動はほとんど例外的であり、通常は、どちらかといえば学力水準の学校類型から低い方への移動が行われる。さらに、将来大学へ進学を目指すギムナージウムと基幹学校での授業内容や学習方向には大きな違いがある⁸⁴。

フェスターは、ホワイトカラーのサラリーマンの子どもたちの大学進学率が増加しているのに対し、労働者の子どもたちの大学進学率が伸び悩んでいることを指摘している。労働者の子どもたちの大学進学率は、1985 年までは約 4%にすぎなかったが、1990 年にかろうじて 7%まで増加した。しかしその後は、ほぼそのまま増加傾向がみられないと指摘している⁸⁵。

アレンディンガーとライブフリートも、ドイツの教育制度においては社会的に低い階層の子どもたちの教育の機会均等が保障されていない、という点を指摘している。彼らは、成績の上位 5%と下位 5%の生徒の成績が、参加国全体の成績の中でどの程度の位置にいるのかという観点から、次のような特徴を持つ 4 グループに分類した。

- 1 上位 5%の生徒の成績は絶対的に最高の能力段階(トップクラス)に位置しているが、下位 5%の生徒の成績は絶対的な能力不足(最下位レベル)の範疇にある国：ドイツ・ポーランド・ベルギー・アメリカ・スイス・デンマーク・ノルウェー
- 2 上位 5%の生徒の成績は絶対的に最高の能力段階(トップクラス)に入っておらず、しかも下位 5%の生徒の成績が絶対的な能力不足(最下位レベル)の範疇にある国：ポルトガル・ブラジル・メキシコ・ルクセンブルク・ハンガリー・ギリシャ
- 3 上位 5%の生徒の成績は絶対的に最高の能力段階(トップクラス)の範疇にあり、下位 5%の生徒の成績が絶対的な能力不足の範疇(最下位レベル)にはない国：フィンランド・カナダ・日本・スウェーデン・フランス・アイスランド・アイルランド
- 4 上位 5%の成績は絶対的に最高の能力段階(トップクラス)の範疇にはないが、下位 5%の生徒の成績も絶対的な能力不足(最下位レベル)の範疇にない国：韓国・スペイン

⁸³ 黒田、前掲書、p.168。

⁸⁴ 黒田、前掲書、p.180-181。

⁸⁵ 黒田、前掲書、p.168。

つまり、ドイツの生徒の成績について、上位 5%は国際的な比較の中でもトップクラスに入っているが、一方で、下位 5%は国際比較の中で最下位の方に位置しているということになる。

アレンディングーたちは、さらに別の分類も提示している。そこでは、上位と下位の成績の差および平均値を基準に次のような 4 つのグループに分類し、それぞれのグループを代表する国をあげている。

- 1 上位と下位の能力の差が少なく(均等)、平均値が高い：フィンランド
- 2 上位と下位の能力の差が少なく(均等)、平均値が高い：ブラジル
- 3 上位と下位の能力の差が大きく(均等)、平均値が高い：イギリス
- 4 上位と下位の能力の差が大きく(不平等)、平均値が低い：ドイツ

これによると、ドイツは単に全体の平均値が低いというだけでなく、成績上位グループと下位グループの成績の差が大きいことに問題があるといえる。⁸⁶

また、国際連合人権理事会によるドイツ現地調査(2006年2月)の報告においてもドイツの教育の「機会不均等」が指摘されている。この調査を実施した同理事会のムニョス特別報道官は、「ドイツの教育制度には平等性の保障がない」として、三分岐制学校制度に見られる「早期選抜の不平等、機会の不均等は、改革されなければならない」と報告している。また、同報道官は、ドイツの教育は「ドイツ語が母語でない移民子女など、不利な学習状況にある者への配慮が足りない」とした⁸⁷。

第5節 世代間での教育階層の再生産

(1)社会的出自

ドイツで教育の機会均等と関連して常に議論されてきたのが、家庭環境が子どもの教育進路に与える影響である。社会の構造変化が進むにつれ家族の構成も複雑化し、経済的要因だけで、家庭環境を分析することは困難になってきている。現在では「社会的出自」を考察する際には、親の学歴やその他、例えば家庭にどのような書籍や楽器が備わっているかなどといった。「文化的資本」をも考慮することが求められている。

フェスターは、最近では教育水準が全般的に向上したため、従来格差を生む要因となっていた性別、宗教、都市と農村部といった従来格差要因の比重は減少し、現在最も重要な要因として残っているのは社会的出自である、と指摘している。

また、ベッカーは「社会的出自」に関して、生徒の社会的出自と学校での成績は、生徒の親がどの程度の文化的な水準にあり、家庭の社会的ステータスが低ければ低いほど、親

⁸⁶黒田、前掲書、p.167-168。

⁸⁷木戸弘、「現代ドイツ教育の課題」、国会国立図書館調査及び立法考査局『レファレンス』、No.59、2009.10、p.24-25。

から受ける子どもの相関関係にあり、家庭の社会的ステータスが低ければ低いほど、親から受ける子どもの文化的な資産は乏しく、したがって良い成績を得る可能性は限定されると指摘している⁸⁸。

(2)親の学歴と子の学歴

また、親の学歴も子の学歴に影響を及ぼしてくる。Statistisches Bundesamt の 2011 年の統計によると、親が一番低いレベルの基幹学校を卒業している場合、子どもの 45.9%が同じく基幹学校に通い、続いて中レベルの実科学校に 24.4%、そして一番高いレベルのギムナジウムには 8.2%しか通っていない。親が中レベルの実科学校卒の場合、子どもも実科学校に通う割合が 38.0%と一番多く、続いて、29.8%で基幹学校、24.2%でギムナジウムであった。さらに、親が大学卒等の高学歴層の場合、子どもも大学進学を目指すギムナジウムの割合が 61.0%と一番多く、続いて中レベルの実科学校が 26.0%、最後に一番低いレベル基幹学校で 12.2%となっていた。親に学歴がない場合、子どもは基幹学校が 9.5%と一番多く、ギムナジウムに至っては 1.2%となっていた⁸⁹。この統計より、子どもは親の出身のレベルの学校に一番多く属することになり、その傾向はギムナジウムなどレベルが高くなるにつれて顕著である。

第 6 節 階層のさらなる固定化の危険性

(1)労働市場の格差による教育の格差のさらなる固定化

このように、ドイツの教育制度においては、親の学歴や社会的出自が子の学歴に影響する傾向が顕著であることが明らかになった。社会的排除を受けやすい層が、失業率が下がってきているにもかかわらず、いつも排除を受けているのにはこうした教育制度による階層の再生産が大きく関わっている。この社会的排除の悪循環が解決していないことも問題であるが、一連のハルツ改革によってさらに新たな問題がもたらされる危険性がある。

第 3 章にて、ハルツ改革によって労働市場が二分化されたことに言及した。通常の労働市場(第一労働市場)と、失業 I の受給期間を終了した長期失業者など、就労能力のある生活困窮者を対象とした「求職者のための基礎保障制度」の管轄する分野(第二労働市場)に分かれたのである。政府の改革の目的は失業者に、失業手当を給付する代わりに就労を促進し、その労働を踏み台に、失業者を正規の労働へ統合することにあつたが、実際には第二市場

⁸⁸ 黒田、前掲書、p.171,173。

⁸⁹ Statistisches Bundesamt, „Schulbesuch 2011 nach ausgewählten Schularten und allgemeinem Schulabschluss der Eltern“, 2011, <https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/BildungForschungKultur/Bildungsstand/Tabellen/AllgemeinbildenderAbschluss.html>

に属する人々が、第一市場に参入することは困難となっていることを指摘した。新たな失業手当の仕組み、ミニ・ジョブの導入による社会保険料支払い義務の廃止などによって、第二市場に、僅少労働に従事する低賃金労働者が固定化され、これらの層が社会的排除に陥りやすくなっているのである。二極化が進む労働市場構造において、特定の層が社会的排除を受ける傾向になっていることに加えて、教育制度までもが機会不均等、世代間での教育格差の再生産を生む仕組みになっているということは、二重の過程で特定の層が社会的排除から抜け出せなくなることを意味する。つまり、労働市場においても教育制度でも、現状を維持するならば、今まで以上に階層の二極化、格差の固定化が進むことが考えられる。社会的排除はなくなるどころか、特定の層がさらに排除の影響を受けることが懸念される。

(2)「移動性」という問題点

この社会的排除のさらなる固定化の危険性において、問題になってくるのが「移動性」という点である。労働市場においても、教育制度においても、一度排除に陥るとそこから移動が難しくなるという点が、根本的な問題なのである。労働市場では、第一労働市場から第二労働市場への移動の困難が、政府の雇用政策上での問題点にもなっており、特定の層を社会的排除に陥れる原因にもなっている。このような対策として、第二労働市場の僅少労働や非正規労働に属する人々に職業訓練が行われているが、これは現状に対処するための対策であって、構造的な問題を根本的に解決するには至っていない。なぜなら、第二労働市場で働く人々は、低学歴層や無資格者であるなど、教育制度の時点ですでに排除されてしまっている人々だからである。根本的な社会的排除をなくしていくためには、この教育制度からの排除を防ぐことが重要になってくる。

(3)競争の激化

デュアルシステムに対して危機論が出てきたように、徐々に企業にも学生に対して職業訓練の席を提供できる余裕がなくなっている。また、非正規雇用、僅少労働の増加からわかるように、正規の雇用、第一労働市場に参入する競争は一層激化している。これには、グローバル化による国際競争の激化が一因と考えられ、今後さらに競争が激化することが考える。その結果、労働市場からの排除、それによる社会的排除のダメージを受ける層が増加することが考えられる。社会的排除の層の固定化だけでなく、その層に新たに陥る危険が多くの人に迫っている状況なのである。

終章においては、これまでの総括、第四章によって明らかになった根本的問題と新たな問題の危険性への政策提言、日本への示唆、結論へとつなげていく。

終章

総括と展望

第1節 総括

第1章から第3章にわたって「ドイツで行われた労働市場改革(ハルツ改革)後のドイツ社会の社会的包摂と労働市場と教育制度の関連性」について、論じてきた。

第1章では、EUの社会政策における雇用戦略と社会的包摂戦略について概観し、それに基づきドイツではどのような社会改革が行われてきたかということをも明らかにした。それが、2000年代に行われた労働市場改革ハルツ改革であり、どのような経緯で行われ、実際にどのような政策が行われたかということをも概観した。そして、先行研究においては、ハルツ改革がどのような評価を受けているかということをも、肯定的な評価と否定的な評価の両面から比較した。EUの社会政策の二大戦略の一つ社会的包摂戦略から見て、ドイツの労働市場では改革後も社会的包摂が進んでおらず、それが教育制度に起因するのではないかという本論の問いを立てた。

第2章では、EUで発展する社会的包摂の議論やその他の定義を比較し、「社会的包摂」、「社会的排除」とはなにかということをも、定義づけた。そこから、「社会的排除」の分析方法を定義づけた。その分析方法に基づき、ドイツ社会を経済的、社会的、政治的な指標から分析した。それによって、ハルツ改革が行われた前後に起こった変化と社会的排除を受けやすい特定の層が明らかになった。

第3章では、第2章で明らかになった改革の前後の変化を、ハルツ改革の視点から考察した。その変化をもたらした要因として「ミニ・ジョブ」、「ハルツIV」の導入を説明し、それらの制度によってドイツの労働市場が第一労働市場と第二労働市場に二分化されたことを明らかにした。そして、第二労働市場に依存する僅少労働者が低賃金層として固定化されていることを指摘した。さらに、第二章で明らかになった、社会的排除を受けやすい特定の層の、労働市場における状況を分析して、これらの層がまさに、第二労働市場に依存する僅少労働者であることが判明した。

第4章では、労働市場と教育制度の社会的排除に関する関連性を検証するために、社会的排除に陥りやすい層の教育制度における状況を明らかにした。これらの層で特に典型的に教育制度においても排除されている、低学歴層が多く見受けられた。社会的排除を受けやすい層が、労働市場においても、教育制度においても排除されている点から一致していることから、労働市場と教育制度の関連性が証明された。さらに、教育制度と労働市場の関連性は、ドイツの教育制度に起因しており、それは三分岐制による機会不均等と、世代間における教育制度の格差の再生産が行われやすい仕組みにあった。この教育制度における格差の再生産と、ハルツ改革によって起こった第一労働市場と第二労働市場の二分化によって、社会的排除を受ける層のさらなる固定化の危険性を指摘した。さらに、国際競争の激化によって、今後そのような層が拡大することの懸念も指摘した。

第2節 結論

以上のように、「ハルツ改革によって、完全に社会的包摂は果たされていない。その最大

の原因として労働市場の移動性の少なさが挙げられ、このような状況を作りだしているのがドイツの教育制度の硬直したシステムにある。」という仮説を、本論では論証してきた。結論としては、ハartz改革によって完全に社会的包摂は果たされておらず、労働市場の二分化によってさらに社会的排除に陥りやすい層が排除から抜け出せない仕組みが進んだといえる。その根本的な原因として、ドイツの教育制度の三分岐制度の機会不均等、そして親の学歴に子の学歴が影響されやすい仕組みになっていることがあると言えるだろう。よって、ドイツ社会において、社会的排除を解決していくためには、労働市場への対策だけでなく、まず教育制度へのアプローチが不可欠となってくる。それでは、具体的にどのような政策をとっていくことが望ましいのであろうか。

第3節 政策提言

(1)教育制度における提言

・三分岐制の廃止

ドイツの教育制度の「三分岐制度」が、機会不均等を生み出していることはすでに言及した。そこで、この「三分岐制度」を廃止して、進路選択の時期を延長し、親や教師ではなく、子どもに進路の選択権を与えられるような仕組みに変えていくことが、ドイツの教育制度に機会均等をもたらすのではないかと考える。

このような試みがすでに行われている例もある。例えば、「統合学校(Gesamt Schule)」と呼ばれる学校もある。これは、「基幹学校」「実科学校」「ギムナジウム」の区分を取り払った学校である。しかし、最終的にはどれかの「修了資格」を取らなければならない⁹⁰。

さらに、ハンブルクでは2010/11年度から、初等教育について、基礎学校の就学学年を4年から6年に延長し、中等教育については、三分岐制度から、二分岐制度へ変更し、大学入学資格までの就学期間を13年間から12年間に短縮した。この改革では、伝統的な三分岐制度のうち基幹学校と実科学校を統合してStadtteilschuleとし、ギムナジウムと併存させて、二分岐型の学校制度とした。基幹学校がなくなることによって、基幹学校の生徒たちに見受けられる。「最底辺」という劣等感を払拭すると同時に、実科学校での実用的な学習によって職業選択の幅が広がることが期待されている⁹¹。

・半日制から全日制へ

ドイツでは、従来、学校の授業は昼までの半日制が主流であった。昼までといっても午後1時ごろまで5時間か6時間の授業を行い、昼食は家でとるのが一般的であった。子ど

⁹⁰久本憲夫「ドイツにおける職業別労働市場への参入」、労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』(特集：職業能力評価と労働市場)、2008.8、p43

⁹¹黒田、前掲書、p.180,181。

もの教育については親が責任をもつというのが伝統的な考え方とされていたからである。移民の子どもたちやその他の家庭環境による学力の格差を学校での授業の増加によって平準化されることも期待されている⁹²。職業をもつ女性の増加、家族構成の変容など社会の変化にともない、学校の全日化を求める声が強くなってきたことと、とりわけ、「PISA ショック」が大きな転換点となり、午後も授業を行うことにより生徒の学力の向上を図るべきであるとする考え方が徐々に一般的になってきた⁹³。このように、全日制を導入することで、教育に対する家庭環境の影響が均等になることが期待でき、女性の就労条件も向上するのではないかと考えられる。授業時間が長くなることで、学力の向上も期待できるだろう。

(2)労働市場における提言

教育制度による排除を防ぐことが、労働市場の排除に対する根本的な解決への道ではあるが、現状にある社会的排除を包摂していくには、労働市場に対するアプローチも必要になってくる。

・最低賃金の導入、ミニ・ジョブへの社会保険料導入

ドイツには、統一的な最低賃金制度はない。賃金のダンピングや僅少労働の拡大に対応するため、2007年には一般的な最低賃金法の導入を巡って、社会的な議論が行われたが、結果として、連立政権は一般的な最低賃金法の制定を断念した⁹⁴。

この背景には、賃金等の労働条件について、労使自治により決定するという考えが強いという事情がある。賃金等の労働条件は、原則として、産業・地域別(主に州単位)の事業主団体・労働組合間の団体交渉により締結される。労働協約は、締結され、この中で最低賃金も規定される⁹⁵。

最低賃金導入によって、雇用の創出が減少し、人件費の支払いが困難になり企業の経営に悪影響を与えるとの見方もある。しかし、一方で今後もますます労働市場での競争は激化することを考慮にいと、賃金ダンピングがおきる可能性が高い。現に低賃金層はハルツ改革後増加した。さらに今後、非典型雇用で働く人口が増えることを考えると、最低賃金を確保し、そのような不安定な雇用状況を改善していくことも重要になってくると考える。その代わりに、現在使用主側が全額支払っている社会保険料をミニ・ジョブ従事者が少し負担することで、ミニ・ジョブ従事者の社会政策からの保障も可能になり、ミニ・ジョブだけに従事することも少なくなり、雇い主側の負担も軽減されるだろう。

⁹²黒田、前掲書、p.182,183。

⁹³木戸、前掲書、p.19。

⁹⁴「第二章 ドイツ」、厚生労働省『2007~2008 海外情勢報告』、p46

第4節 日本への示唆

日本においても教育は、労働市場に参入するために重要な要素となっている。しかし、ドイツと日本の労働市場、教育制度の構造はそれぞれ異なる。ドイツにおいて労働市場で重要になる教育の要素は、大学卒業の資格があるか、職業訓練を受けているかということであるが、それに対して日本では学歴、大学進学者の中においては学校歴が労働市場への参入の際に重要になってくる。日本の場合には、多すぎる大学生の数や、新卒一括採用の功罪、正社員と非正社員の格差問題など、教育段階の比較的遅い段階、教育制度から労働市場へ参入する際、もしくはその後に教育と労働に関連する問題が集中している。それらの問題に対して、本論から日本に示唆できるのは、「移動性」と、社会的包摂からの視点である。まず、「移動性」とは、ドイツの労働市場において、第一労働市場と第二労働市場の間の移動性を、さらに教育制度における移動性の少なさが固定化を進めていると指摘したことについてである。日本においても、新卒一括で採用される正社員と非正社員の間での移動性は低く、格差が問題視されている。日本においても、移動性の問題をどのような形で考えるかが、日本の雇用問題、教育問題にも大きく関わってくるだろう。

また、デュアルシステムが時代を経ていくつかの問題を抱えていることを指摘した。国際競争が激しくなる中で、格差問題が生じるのはドイツに限ったことではない。日本においても競争力の強化が求められているし、実際にそれに合わせて政治・経済・社会も変わってきている。このような競争下では、格差問題は起こりうる問題であり、社会的弱者はますます排除され、さらに社会的排除を受ける層も拡大していくだろう。競争力を追及するだけでなく、拡大する問題として社会的排除を認識し、それをいかに包摂していくかということも同時に重要になってくると考える。

第5節 展望

他の EU 諸国が不景気に悩む中、唯一勝ち組とさえ思われてるドイツも、国内には社会的排除という問題を抱えている。ハartz改革によって失業率を抑えこんだ点は評価できる。しかし、社会的排除を抱えたままでは、今後もこの好景気が続くかは疑わしい。ユーロ自体の存亡が危ぶまれているし、好景気による移民の増加は自国の労働の質をさらに下げる危険もある。さらに、労働市場改革は果たされたが、それに教育制度が追いついていないという事実もある。教育制度の改革を念頭に置き、社会的包摂を実現する社会を目指すことで、今後のドイツ社会が、新たな危機に直面した時にでも対処できるのではないかと考える。

さらに、ドイツが社会的包摂の社会づくりを実践していくことで、他の EU 諸国のモデルとなり、EU の社会的包摂戦略も進展していくのではないだろうか。

2013年9月には、4年ぶりにドイツで連邦議会選挙が行われる。この結果によって、今後のドイツ社会がどうなっていくのかが決まるだろう。ドイツ社会が社会的包摂を果たしていくのか、そして日本を始め他の諸国の社会的包摂のモデルとなることのできるのか、

この選挙のゆくえ、そして今後のドイツの動向に注目しつつ、これらの問いの答えをドイツの未来に期待したい。

(完)

2013年1月30日 栗田朋美

【参考文献】

- アジット・S・バラ／フレデリック・ラペール『グローバル化と社会的排除』、昭和堂、2005。
- 阿部彩「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」、国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』（社会的排除—概念と各国の動き—）、No.141、2002、p.67-80。
- 阿部彩『弱者の居場所がない社会』講談社、2011年。
- アンドレア・ゲルマー／バーバラ・ホルトス「男女不平等とワーク・ライフ・バランス -- ドイツにおける社会変化と少子化問題」、ドイツ-日本研究所、2008。
- 新川敏光他『比較政治経済学』、有斐閣、2004。
- 石田徹「格差・貧困・社会的排除の比較政治経済学」、高橋進『包摂と排除の比較政治学』、ミネルヴァ書房、2010、p.16-43。
- 大島秀之他「ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障」、『労働政策研究報告書』、No84、2007年。
- 黒田多美子「ドイツにおける教育改革をめぐる論議と現状—ハンブルクの事例から—」、『獨協大学ドイツ学研究』、No.62、p.163-190。
- 木戸弘、「現代ドイツ教育の課題」、国会国立図書館調査及び立法考査局『レファレンス』、No.59、2009.10、p.5-29。
- 嵯峨嘉子「ドイツにおける貧困の現状と対策の課題」、国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』（貧困への視座と対策のフロンティア）、p.31-39。
- 斉藤純子「ドイツの格差問題と最低賃金制度の再構築」、国立国会図書館及び立法考査局『外国の立法』、No.236、2008.6、p.75-101。
- 佐々木昇「ドイツの雇用問題と「ハルツ」改革」、『福岡大学商学論叢』、No.54、2010。
- 芝田文男「EUにおけるソーシャル・インクルージョン政策の最新動向と日本への示唆」、『北大法学論集』、No.58、2007、p.472-490。
- 白川一郎『日本のニート・世界のフリーター』、中央公論新社、2005。
- 武田公子「ローカルな「貧困との闘い」の可能性」、『成瀬龍夫博士退職記念論文集』、No.382、2010.10、p.81-107。
- 寺田盛紀『ドイツの職業教育・労働教育』、大学教育出版、2000。
- 中村健吾『欧州統合と近代国家の変容』、昭和堂、2005。
- 野川忍他「ドイツにおける労働市場改革」、『労働政策研究報告書』、No.69、2006。
- 久本憲夫「ドイツにおける職業別労働市場への参入」、労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』（特集：職業能力評価と労働市場）、2008.8、p.40-80
- 福原宏幸『社会的排除/包摂と社会政策』（新しい社会政策の課題と挑戦 第1巻）、法律文化社、2007。
- 森周子「ドイツにおける「ワーキングプア」をめぐる議論—「上乗せ受給」への認識と政策対応」、『佐賀大学経済論集』、第44巻第4号、2012。
- 宮本太郎「社会的包摂とEUのガバナンス」、『EUを考える』（現代世界—その歴史と思想③）、

- 未来社、p.207-225。
- 厚生労働省、「第二章 ドイツ」、『2007~2008 海外情勢報告』
労働政策研究・研修研究機構、データブック国際労働比較 2012、
<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/>、(2012.12.10 アクセス)。
- Doitsu News Digest、「比べてみよう！日本とドイツ、女性の社会進出」、2012.11.16
<http://www.newsdigest.de/newsde/news/featured/4636-942.html>、(2012.12.10 アクセス)。
- 文部科学省、OECD 生徒の学習到達度調査(PISA)《2000年調査国際結果の要約》、
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index28.htm、(2012.12.10 アクセス)。
- 労働政策研究・研修機構『海外労働事情・ドイツ』、「デュアルシステムと高等教育における職業教育」、2006.12、http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2006_12/german_01.htm、
(2012.12.10 アクセス)。
- 労働政策研究・研修機構『海外労働事情・ドイツ』、「東部ドイツの再建と地域経済振興策」、2007.1、
http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2007_1/german_01.htm、(2012.12.10 アクセス)。
- 労働政策研究・研修機構『海外労働事情・ドイツ』、「過去10年間に非正規労働者比率が25.5%
に上昇—連邦統計局調査」、2008.11、
http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2008_11/german_02.htm、(2012.12.10.アクセス)。
- 労働政策研究・研修機構『海外労働事情・ドイツ』「分かれるハartz改革の評価—実施から10
年」、2012.10、http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_10/german_01.htm、(2012.12.10
アクセス)。
- 労働政策研究・研修機構『海外労働事情・ドイツ』、「ミニジョブ、報酬上限額の引き上げを閣議
決定—月額400ユーロから450ユーロへ」、2012.11、
http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_11/german_02.htm、(2012.12.10 アクセス)。
- Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, Monitor
Familienforschung, „*Alleineziehende in Deutschland-Lebenssituation und
Lebenswirklichkeiten von Müttern und Kindern*“, 2012.7.
- European Commission, “*National Strategy Report Social Protection and Social
Inclusion 2008-2010*”, 2008.7.30.
- Katharina Seebaß/Manuel Siegert, “*Working Paper 36-Migranten am Arbeitsmarkt in
Deutschland*”, Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, 2011.
- Sozialpolitik aktuell in Deutschland, „*Lebenslagen in Deutschland Entwurf des 4
Armuts- und Reichtumsberichts der Bundesregierung*“, 2012.09.
- Statistisches Bundesamt, „*Alleinerziehende in Deutschland-Ergebnisse des
Mikrozensus 2009*“, 2010.7.29.

Statistisches Bundesamt, „*Statistisches Jahrbuch 2012 Deutschland und Internationales*“, 2012.

Statistisches Bundesamt, „*Auszug aus dem Datenreport 2011*“, 2011

(以下、すべて 2013 年 1 月 8 日にアクセス)

EUROSTAT, “Europe in figure”,

<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/tgm/web/table/description.jsp>

Antje Asmus, „*Alleinerziehende in Deutschland*“, Berlin-Institut, 2011.9,

<http://www.berlin-institut.org/?id=817>

Statistisches Bundesamt, „*Anteil Beschäftigter mit Niedriglohn 2010*“, https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/Indikatoren/QualitaetArbeit/_Grafik/2_1_Niedriglohnquote.png?__blob=poster

Statistisches Bundesamt, „*Ausländische Bevölkerung am 31.12.2011*“, 2011.12.31

<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/MigrationIntegration/AuslaendischeBevolkerung/Tabellen/Bundeslaender.html>

Statistisches Bundesamt, „*Ausländische Bevölkerung am 31.12. 2011 nach*

Familienstand und ausgewählten Staatsangehörigkeiten“, 2011.12.31,

<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/MigrationIntegration/AuslaendischeBevolkerung/Tabellen/Familienstand.html>

Statistisches Bundesamts, „*Auf einen Brick, Bevölkerung mit Migrationshintergrund*“,

<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/Bevoelkerung.html>

Statistisches Bundesamt, „*Schulbesuch 2011 nach ausgewählten Schularten und allgemeinem Schulabschluss der Eltern*“, 2011,

<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/BildungForschungKultur/Bildungsstand/Tabellen/AllgemeinbildenderAbschluss.html>